



(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- 令和二年総務省告示第二百七十六号の一部を訂正する件（総務一八七）
- 令和三年総務省告示第三百三十四号の一部を訂正する件（同一八八）
- 令和三年総務省告示第三百三十五号の一部を訂正する件（同一八九）
- 令和四年総務省告示第三百五十六号の一部を訂正する件（同一九〇）
- 令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件（同一九一）
- 令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件（同一九二）
- 令和三年総務省告示第二百九号の一部を訂正する件（同一九三）
- 令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（同一九四）
- 令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（同一九五）
- 令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（同一九六）
- 令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同一九七）
- 令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（同一九八）

三	二	一	九	八	七	五	三	一
会社決算公告	地方公共団体 係 会社その他	裁判所 特殊法人等 独立行政法人 証書紛失に伴う証書の無効、企業年 金基金変更、農林漁業団体職員共済 組合役員就任並びに退任、日本弁護 士連合会裁決関係 教育職員免許状失効、行旅死亡人閑	諸事項 破産、免責、再生関係					

〔公 告〕

- 令和七年総務省告示第二百七号の一部を訂正する件（同二〇三）
- 令和七年総務省告示第二百七号の一部を訂正する件（同二〇四）
- 令和七年総務省告示第二百十号の一部を訂正する件（同二〇五）
- 政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同二〇七）

- 総務省告示第二百八十七号
政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項の規定により提出された政党交付金の使途等に関する報告書について、自由民主党から訂正の報告があつたので、令和二年総務省告示第二百七十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があつたので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

次の表に於て、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分を以て順次改める訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のものとする。

訂 正 後	訂 正 前
〔自由民主党〕 政党交付金に係る報告書の要旨（本部分） 自由民主党 〔略〕 〔1～7 略〕 8 支出項目別金額の内訳 〔略〕 (組織活動費) 支出の目的 金額 氏名 住所 〔略〕 " 130,780 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 91,500 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 145,460 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 100,480 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 50,390 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 69,700 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 97,380 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 101,080 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 " 81,760 三原 順子 <u>横浜市</u> 〔略〕 (選挙関係費) 支出の目的 金額 氏名 住所 〔略〕 " 117,780 三原 順子 <u>横浜市</u>	〔自由民主党〕 政党交付金に係る報告書の要旨（本部分） 自由民主党 〔同左〕 〔1～7 同左〕 8 支出項目別金額の内訳 〔同左〕 (組織活動費) 支出の目的 金額 氏名 住所 〔同左〕 " 130,780 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 91,500 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 145,460 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 100,480 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 50,390 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 69,700 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 97,380 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 101,080 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 " 81,760 三原 順子 <u>川崎市</u> 〔同左〕 (選挙関係費) 支出の目的 金額 氏名 住所 〔同左〕 " 117,780 三原 順子 <u>川崎市</u>

[略]				[同左]			
"	93,280	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	93,280	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	184,740	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	184,740	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	75,290	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	75,290	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	149,520	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	149,520	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	115,920	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	115,920	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	56,790	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	56,790	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	99,180	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	99,180	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	149,320	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	149,320	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[同左]			
"	165,580	三原 順子	<u>横浜市</u>	"	165,580	三原 順子	<u>川崎市</u>
[略]				[9・10 同左]			
[9・10 略]				[9・10 同左]			

備考 表中の [] の記載は注記である。

○総務省告示第百八十八号

政党助成法(平成六年法律第五号)第十七条第一項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があつたので、令和三年総務省告示第二百三十四号(政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があつたので要旨を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

総務大臣 村上誠一郎

令和七年六月三日 次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄及び訂正後欄に対応して掲げるその墨記部分に二重下線を付した要旨(以下「対象要旨」という。)は、訂正前欄に掲げる対象要旨を訂正後欄に掲げる対象要旨として移動し、訂正前欄に掲げる対象要旨で訂正後欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを削り、訂正後欄に掲げる対象要旨で訂正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。

訂 正 後	訂 正 前
〔自由民主党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨(各支部分) 自由民主党広島県第三選挙区支部	〔自由民主党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨(各支部分) 自由民主党広島県第三選挙区支部 (関係書類が押収されているため、使途等の内訳が記載できない旨、報告があつた。) 〔同左〕 〔1 同左〕 2 前年末支部基金残高 不明
〔略〕 〔1 略〕 〔削る〕	

<u>2 支部政党交付金による支出総額</u>	<u>4,000,000</u>
<u>支部政党交付金支出充当額総額</u>	<u>4,000,000</u>
 〔削る〕	
 〔削る〕	
<u>3 [略]</u>	
<u>4 支部政党交付金による支出の内訳</u>	
経常経費	4,000,000
人件費	3,789,452
光熱水費	206,064
備品・消耗品費	4,484
 <u>合 計</u>	
<u>5 支出項目別金額の内訳</u>	
(備品・消耗品費)	
一件五万円未満の計	4,484
<u>合 計</u>	
<u>4,484</u>	

自由民主党広島県参議院選挙区第七支部

〔略〕
 [1 略]
 〔削る〕
2 [略]
 〔削る〕
 〔削る〕
3 ~ 5 [略]
総括文書（支部分）の要旨
 〔略〕
 [1・2 略]

<u>3 支部政党交付金による支出総額</u>	<u>不明</u>
<u>支部政党交付金支出充当額総額</u>	<u>不明</u>
<u>支部基金支出充当額総額</u>	<u>不明</u>
<u>4 支部基金積立総額（果実を含む。）</u>	<u>不明</u>
<u>5 本年末等支部基金残高</u>	<u>不明</u>
<u>6 [同左]</u>	
<u>7 支部政党交付金による支出の内訳</u>	
支部政党交付金	不明
経常経費	不明
人件費	不明
光熱水費	不明
備品・消耗品費	不明
事務所費	不明
政治活動費	不明
組織活動費	不明
選挙関係費	不明
機関紙誌の発行その他の事業費	不明
機関紙誌の発行事業費	不明
宣伝事業費	不明
政治資金パーティー開催事業費	不明
その他の事業費	不明
調査研究費	不明
寄附金	不明
その他の経費	不明
<u>合 計</u>	
[新設]	

自由民主党広島県参議院選挙区第七支部

(関係書類が押収されているため、使途等の内訳の一部が記載
できない旨、報告があった。)

<u>2 前年末支部基金残高</u>	<u>不明</u>
<u>3 [同左]</u>	
<u>4 支部基金積立総額（果実を含む。）</u>	<u>不明</u>
<u>5 本年末等支部基金残高</u>	<u>不明</u>
<u>6 ~ 8 [同左]</u>	

総括文書（支部分）の要旨

[同左]

[1・2 同左]

3 支部政党交付金による支出総額	<u>6,071,420,327</u>
支部政党交付金支出充当額総額	<u>5,709,747,179</u>
[略]	
[4・5 略]	
6 支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	<u>4,675,629,185</u>
人件費	<u>3,278,140,035</u>
光熱水費	<u>76,232,663</u>
備品・消耗品費	<u>320,185,086</u>
[略]	
[略]	
合 計	<u>6,071,420,327</u>
[7 略]	
総括文書（本部及び支部分）の要旨	
[略]	
[1・2 略]	
3 政党交付金による支出・支部政党交付 金による支出総額	<u>17,190,792,116</u>
政党政交付金・支部政党交付金支出充 当額総額	<u>15,727,689,322</u>
[略]	
[4・5 略]	
6 政党交付金による支出・支部政党交付 金による支出の内訳	
[略]	
経常経費	<u>8,155,117,659</u>
人件費	<u>6,089,359,140</u>
光熱水費	<u>76,232,663</u>
備品・消耗品費	<u>343,774,772</u>
[略]	
[略]	
合 計	<u>17,190,792,116</u>
[7 略]	

3 支部政党交付金による支出総額	<u>6,067,420,327</u>
支部政党交付金支出充当額総額	<u>5,705,747,179</u>
[同左]	
[4・5 同左]	
6 支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	<u>4,671,629,185</u>
人件費	<u>3,274,350,583</u>
光熱水費	<u>76,026,599</u>
備品・消耗品費	<u>320,180,602</u>
[同左]	
[同左]	
合 計	<u>6,067,420,327</u>
[7 同左]	
総括文書（本部及び支部分）の要旨	
[同左]	
[1・2 同左]	
3 政党交付金による支出・支部政党交付 金による支出総額	<u>17,186,792,116</u>
政党政交付金・支部政党交付金支出充 当額総額	<u>15,723,689,322</u>
[同左]	
[4・5 同左]	
6 政党交付金による支出・支部政党交付 金による支出の内訳	
[同左]	
経常経費	<u>8,151,117,659</u>
人件費	<u>6,085,569,688</u>
光熱水費	<u>76,026,599</u>
備品・消耗品費	<u>343,770,288</u>
[同左]	
[同左]	
合 計	<u>17,186,792,116</u>
[7 同左]	

備考 表中の [] の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○ 総務省告示第百八十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第119条第11項の規定により提出された政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、自由民主党から取下げの報告があつたので、令和三年総務省告示第1101号（政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があつたので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣 村上誠一郎

次の表に於り、訂正前欄に掲げる要旨の破線で囲んだ部分をいれに変換する訂正後欄に掲げる要旨の破線で囲んだ部分のものとある。

訂 正 後	訂 正 前
〔自由民主党〕(令和3年分) 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 自由民主党大阪府第八選挙区支部 〔略〕 〔1～5 略〕 6 支部基金の内訳 〔略〕 果実収入額 34	〔自由民主党〕(令和3年分) 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 自由民主党大阪府第八選挙区支部 〔同左〕 〔1～5 同左〕 6 支部基金の内訳 〔同左〕 果実収入額 34
	自由民主党広島県第三選挙区支部 (関係書類が押収されているため、使途等の内訳が記載できない旨、報告があった。) 報告年月日 3. 5. 21
	1 前年末支部基金残高 不明 2 支部政党交付金による支出総額 不明 支部政党交付金支出充当額総額 不明 支部基金支出充当額総額 不明 3 支部基金積立総額（果実を含む。） 不明 4 本年末等支部基金残高 不明 5 支部政党交付金による支出の内訳 不明 支部政党交付金 不明 経常経費 不明 人件費 不明 光熱水費 不明 備品・消耗品費 不明 事務所費 不明 政治活動費 不明 組織活動費 不明 選挙関係費 不明 機関紙誌の発行その他の事業費 不明 機関紙誌の発行業事費 不明 宣伝事業費 不明 政治資金パーティー開催事業費 不明 その他の事業費 不明 調査研究費 不明 寄附金 不明 その他の経費 不明 合 計 不明

<p>○総務省告示第百九〇号</p> <p>(政黨助成法(平成六年法律第五号)第十七条第一項の規定により提出された政党交付金の使途等に関する報告書について、自由民主党から訂正の報告があつたので、令和四年総務省告示第二百五十六号(政黨助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があつたので要旨を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。</p> <p>○総務省告示第百九十一号</p> <p>(政黨助成法(平成六年法律第五号)第十七条第一項の規定により提出された政党交付金の使途等に関する報告書について、自由民主党から訂正の報告があつたので、令和五年総務省告示第二百四十二号(政黨助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があつたので要旨を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">自由民主党広島県参議院選挙区第七支部</th></tr> <tr> <td colspan="3">(関係書類が押収されているため、使途等の内訳の一部が記載できない旨、報告があつた。)</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">報告年月日 3. 5. 21</td></tr> <tr> <td colspan="3">1 前年末支部基金残高 不明</td></tr> <tr> <td colspan="3">2 支部基金積立総額(果実を含む。) 不明</td></tr> <tr> <td colspan="3">3 本年末等支部基金残高 不明</td></tr> </tbody> </table>	自由民主党広島県参議院選挙区第七支部			(関係書類が押収されているため、使途等の内訳の一部が記載できない旨、報告があつた。)			報告年月日 3. 5. 21			1 前年末支部基金残高 不明			2 支部基金積立総額(果実を含む。) 不明			3 本年末等支部基金残高 不明		
自由民主党広島県参議院選挙区第七支部																			
(関係書類が押収されているため、使途等の内訳の一部が記載できない旨、報告があつた。)																			
報告年月日 3. 5. 21																			
1 前年末支部基金残高 不明																			
2 支部基金積立総額(果実を含む。) 不明																			
3 本年末等支部基金残高 不明																			

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

訂	正	後	訂	正	前
〔自由民主党〕			〔自由民主党〕		
政党交付金に係る報告書の要旨(本部分)			政党交付金に係る報告書の要旨(本部分)		
自由民主党			自由民主党		
〔略〕			〔同左〕		
〔1～7 略〕			〔1～7 同左〕		
8 支出項目別金額の内訳			8 支出項目別金額の内訳		
〔略〕			〔同左〕		
(選挙関係費)			(選挙関係費)		
支	出	の	支	出	の
出	の	目	出	の	目
的	額	的	額	的	的
金	氏	名	金	氏	名
額	名	住	額	名	住
〔略〕	所		〔同左〕	所	
''	123,680	三原 順子	''	123,680	三原 順子
〔略〕		横浜市	〔同左〕		川崎市
''	66,330	三原 順子	''	66,330	三原 順子
〔略〕		横浜市	〔同左〕		川崎市
''	250,640	三原 順子	''	250,640	三原 順子
〔略〕		横浜市	〔同左〕		川崎市
〔9・10 略〕			〔9・10 同左〕		

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

訂	正	後	訂	正	前
〔自由民主党〕			〔自由民主党〕		
政党交付金に係る報告書の要旨(本部分)			政党交付金に係る報告書の要旨(本部分)		
自由民主党			自由民主党		
〔略〕			〔同左〕		
〔1～7 略〕			〔1～7 同左〕		

総務大臣 村上誠一郎

8 支出項目別金額の内訳
[略]
(組織活動費)
支出の目的 金額 氏名 住所
[略]
" 88,340 三原 順子 横浜市
[略]
[9・10 略]

8 支出項目別金額の内訳
[同左]
(組織活動費)
支出の目的 金額 氏名 住所
[同左]
" 88,340 三原 順子 川崎市
[同左]
[9・10 同左]

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

○総務省告示第百九十一号

政党助成法(平成六年法律第五号)第十七条第一項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する文部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があつたので、令和六年総務省告示第百七十号(政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があつたので要旨を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をつりに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のとおり改める。

訂 正 後	訂 正 前
〔自由民主党〕	〔自由民主党〕
支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）	支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）
自由民主党岐阜県参議院選挙区第三支部	自由民主党岐阜県参議院選挙区第三支部
[略]	[同左]
[略]	[同左]
[1～4 略]	[1～4 同左]
5 本年末等支部基金残高 [6～7 略]	5 本年末等支部基金残高 [6～7 同左]
8 支部基金の内訳 基金の名称及び目的 党勢拡大基金 党勢拡大のため	[新設]
前年末残高 積立額 取崩し額 果実収入額 本年末等残高	3,682,245 不明 不明 不明 2,120,276
総括文書（支部分）の要旨	総括文書（支部分）の要旨
[略]	[同左]
[1～4 略]	[1～4 同左]
5 本年末等支部基金残高 [6 略]	5 本年末等支部基金残高 [6 同左]
7 支部基金の内訳 [略]	7 支部基金の内訳 [同左]
本年末等残高	1,212,816,726

総括文書（本部及び支部分）の要旨

[略]

[1～4 略]

5 本年末等政党基金・支部基金残高

25,835,173,105

[6 略]

7 政党基金・支部基金の内訳

本年末等残高

25,835,173,105

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 総務省告示第四百九十四号
政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので、令和三年総務省告示第二百九号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎
令和三年五月六日

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党	所属国会議員	[略]	[略]	令和三年五月六日	立憲民主党	所属国会議員	[同上]	[同上]	令和三年五月六日
	〔所属国会議員〕	氏名	羽田 次郎			〔所属国会議員〕	氏名	羽田 次郎	
	となつた					となつた			
住 所	長野県上田市材木町一一一	住 所	長野県上田市材木町一一一三	選出区分	参議院議員 長野県	選出区分	参議院議員 長野県	選出区分	参議院議員 長野県
選挙期日	令和三年四月二十五日	選挙期日	令和三年四月二十五日	同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。	同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。	同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。	同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。	同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。	同議員は、前回又は前々回の参議院議員通常選挙において選出された者ではない。
	[略]		[同上]						
備考	表中の「」の記載は注記である。								

○ 総務省告示第四百九十四号
政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があつたので、令和三年総務省告示第六条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

助成法第六条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。
令和七年六月三日

総務大臣 村上誠一郎
令和七年六月三日

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

			氏名	住	所	選出区分	選挙期日	議員の総選	議員の総選	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の通常選挙における選出された者は	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の通常選挙における選出された者は	氏名	住	所	選出区分	選挙期日	議員の総選	議員の総選	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の通常選挙における選出された者は	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の通常選挙における選出された者は				
訂	正	後											訂	正	後									
「一・六 略」	七立憲民主党	「一・六 略」	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三 参議院議員 令和三年四月二十五日
七立憲民主党	「一・六 同上」	七立憲民主党	「一・六 同上」	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎	総務大臣 村上誠一郎

○総務省告示第百九十五号

政党助成法(平成六年法律第五号)第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があったので、令和四年総務省告示第六十二号(政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

氏名	住所	選出区分	選挙期日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は	
				○(七) 所属国會議員	
				○(七) 所属国會議員	
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日	若しくは前回の衆議院議員の通常選挙に於いて選出された者は	○
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日	若しくは前回の衆議院議員の通常選挙に於いて選出された者は	○
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日	若しくは前回の衆議院議員の通常選挙に於いて選出された者は	○
備考 表中の「」の記載は注記である。					
八立憲民主党	〔一〕七略	訂			
八立憲民主党	〔一〕六略	正			
八立憲民主党	〔一〕六略	後			
○総務省告示第百九十六号 政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があつたので、令和四年総務省告示第四百十号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。 令和七年六月三日					
次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。					
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は		訂			
八立憲民主党	〔一〕七 同上				
八立憲民主党	〔一〕六 同上	正			
八立憲民主党	〔一〕六 同上	前			
総務大臣 村上誠一郎					
○(七) 所属国會議員					
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は		訂			
八立憲民主党	〔一〕七 同上				
八立憲民主党	〔一〕六 同上	正			
八立憲民主党	〔一〕六 同上	前			
総務大臣 村上誠一郎					
○(七) 所属国會議員					
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は		訂			
八立憲民主党	〔一〕七 同上				
八立憲民主党	〔一〕六 同上	正			
八立憲民主党	〔一〕六 同上	前			
総務大臣 村上誠一郎					
○(七) 所属国會議員					
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は		訂			
八立憲民主党	〔一〕七 同上				
八立憲民主党	〔一〕六 同上	正			
八立憲民主党	〔一〕六 同上	前			
総務大臣 村上誠一郎					
○(七) 所属国會議員					
同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は		訂			
八立憲民主党	〔一〕七 同上				
八立憲民主党	〔一〕六 同上	正			
八立憲民主党	〔一〕六 同上	前			
総務大臣 村上誠一郎					

羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日

備考	表中の「」の記載は注記である。
九 略	〔八・九 略〕

○総務省告示第百九十七号
政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。
助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。
令和七年六月三日

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

氏名	住所	選出区分	選挙期日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は	訂	正	後	
					〔一・七 略〕	八 立憲民主党 〔一・六 略〕	(七) 所属国会議員	〔一・七 同上〕
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は	〔一・七 同上〕	八 立憲民主党 〔一・六 同上〕	(七) 所属国会議員	〔一・七 同上〕
					〔九 略〕	〔八・九 略〕	〔八・九 略〕	〔九 略〕
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四月二十五日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回の衆議院議員の通常選挙において選出された者は	〔一・七 同上〕	八 立憲民主党 〔一・六 同上〕	(七) 所属国会議員	〔一・七 同上〕
					〔九 同上〕	〔八・九 同上〕	〔八・九 同上〕	〔九 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第百九十八号
政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があつたので、令和六年総務省告示第九十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。
助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。
令和七年六月三日

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

氏名	住	所	選出区分	選挙期日	若しくは 前々回の参 議院議員の 通常選挙に おいて選出 された者は	○	同党に所属 する候補者 として、前 回の衆議院 議員の総選 挙又は前回 若しくは 前々回の参 議院議員の 通常選挙に おいて選出 された者は		同党に所属 する候補者 として、前 回の衆議院 議員の総選 挙又は前回 若しくは 前々回の参 議院議員の 通常選挙に おいて選出 された者は	○		
							(七) 所属国會議員	(一) (六) 略	(一) (七) 同上	(七) 所属国會議員	(一) (六) 同上	(一) (七) 同上
羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四 月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四 月二十五日	羽田 次郎	長野県上田市材木町一一一三	参議院議員	令和三年四 月二十五日	羽田 次郎
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔九 略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔(八) (三) 略〕												
〔九 略〕												
備考	表中の「」の記載は注記である。											

○総務省告示第二百九十九号

政党助成法(平成六年法律第五号)以下「法」という。第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和六年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月三日

政黨の名称 異動事項
教育無償化を実現す
る会
政黨の名称 異動事項
支部の数 六
うち法第十四
条第二項に規
定する支部の
数

新
五
旧
五

〔届出年月日
令和七年三月二
十七日〕

総務大臣 村上誠一郎

○総務省告示第二百号

政党助成法(平成六年法律第五号)第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、立憲民主党から訂正の届出があつたので、令和六年総務省告示第四百二十七号(政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣 村上誠一郎

○総務省告示第二百四号
政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、自由民主党、日本維新の会及び立憲民主党から訂正の届出があつたので、令和七年総務省告示第百七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

卷之五

備考 表中の「」の記載は注記である。

れいわ新選組	立憲民主党
日本維新の会	立憲民主党
日本自由民主党	立憲民主党
立憲民主党	立憲民主党
れいわ新選組	立憲民主党

○総務省告示第1百七号 政党助成法(平成六年法律第五号)第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。 令和七年六月三日	令和七年分として交付すべき政党交付金の額 総務大臣 村上誠一郎
れいわ新選組	一一、六四七、三七八、〇〇〇円
社会民主党	一、九七九、一〇四、〇〇〇円
立憲民主党	五一六、六八三、〇〇〇円
国民民主党	一一、二八三、八四三、〇〇〇円
公明党	一一、二三九、五一三、〇〇〇円
立憲民主党	一〇九、一一一七、〇〇〇円
立憲民主党	八、一七一、六七六、〇〇〇円
れいわ新選組	九一六、七七七、〇〇〇円

名 称

令和七年分として交付すべき政党交付金の額

一一、六四七、三七八、〇〇〇円
一、九七九、一〇四、〇〇〇円
五一六、六八三、〇〇〇円
一一、二八三、八四三、〇〇〇円
一一、二三九、五一三、〇〇〇円
一〇九、一一一七、〇〇〇円
八、一七一、六七六、〇〇〇円
九一六、七七七、〇〇〇円

令和七年三月三十日

令和七年四月四日

令和七年三月三十日

令和七年四月四日

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第525号

札幌市南区川沿12条2丁目7番4号

債務者 野沢 萌(旧姓対馬)

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第627号

札幌市東区北22条東23丁目8番15-201号

債務者 遠藤 義裕

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1号

北海道留萌市住之江町4丁目55番地

債務者 川崎美榮子

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

旭川地方裁判所留萌支部

令和7年(フ)第66号

釧路市星が浦大通1丁目8番7号 北星ハイツ201、前住所釧路市星が浦北1丁目3番4号

債務者 三上 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第158号

茨城県水戸市元台町1486番地 小端マンションB棟203号

債務者 鈴木とも恵

- 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第129号

群馬県前橋市元総社町164番地1 ブラザドウトレンドイ 105号、前住所群馬県沼田市薄根町3602番地3 パストラル 4号

債務者 近藤 優香(旧姓岩本)

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第109号

群馬県藤岡市本郷1982番地2

債務者 庄田登志子

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第211号

神奈川県藤沢市柄沢1丁目5番地の3 エス
ポワール湘南101
債務者 土屋 里緒(旧姓山野)
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第554号

横浜市緑区東本郷6丁目14番24-305号
債務者 久保 純平
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第560号

横浜市南区南太田3丁目4番8-108号
債務者 田邊眞由美
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第723号

横浜市瀬谷区宮沢2丁目44番地1 コズミック
クシティ宮沢第1 C-202
債務者 佐藤 久美
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第902号

神奈川県藤沢市藤沢1丁目9番7号 ドリームF202
債務者 菅野 真之
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第970号

横浜市戸塚区小雀町254番地
債務者 柳 尚江
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第206号

相模原市中央区田名4135番地1 スリージェ
103
債務者 岩間富士男
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第145号

静岡県浜松市天竜区長沢226番地の60
債務者 岡田 武彦
1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第94号

愛知県岩倉市稻荷町樋先17番地パークハイツ
302、住民票上の住所愛知県岩倉市宮前町2
丁目61番地
債務者 久高 将勝
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第114号

愛知県一宮市篠屋4丁目13番43号 メゾンTK105号
債務者 塩飽 康雄
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第1225号

代替住所A(旧住所 京都市西京区御陵鴨谷
9番地5 メゾン・ド・ノアン 306)
債務者 陳野 杏花
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第266号

京都市下京区河原町通正面に萬屋町322番
地 ライオンズマンション京都河原町第2
704
債務者 森田 豊喜
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第31号

京都府亀岡市大井町土田3丁目31番21号
債務者 人見 龍義
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第172号

大阪府富田林市清水町3番4-102号
債務者 佐々木小織
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第262号

堺市堺区北清水町2丁2番3号、営業所の所在地堺市美原区黒山22-1ららぽーと堺1階
債務者 MALULANI KITCHEN と 古川 順二
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第304号

堺市西区山田1丁1248番地6
債務者 奥野恵美子
1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第323号 堺市堺区南清水町3丁3番24号 さつきハイツ4-D 債務者 松本 裕太 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和7年(フ)第326号 大阪府河内長野市南貴望ヶ丘15番17号 債務者 村上 昌史 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第341号 堺市堺区熊野町東3丁2番17号 太陽ハイツ401号 債務者 辻本 正志 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第347号 堺市堺区香ヶ丘町2丁11番11号 債務者 出口 佳祐 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 神戸地方裁判所社支部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 札幌地方裁判所室蘭支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第365号 堺市中区田園776番地8 債務者 田中 亮輔	1 決定年月日時 令和7年5月20日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第410号 大阪府富田林市津々山台2丁目4番3号 債務者 松西チズ子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。
令和7年(フ)第40号 兵庫県加西市北条町横尾1111番地ビューハイツ横尾103、従前の住所兵庫県加西市北条町古坂5丁目17番地エルボルト悠A202 債務者 福川 唯 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 神戸地方裁判所社支部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。
令和7年(フ)第39号 長崎県諫早市新道町186番地2 債務者 池邊小百合(旧姓田中) 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。
令和7年(フ)第33号 北海道白老郡白老町の出町3丁目10番7-101号 青葉團地G棟101号 債務者 塚見江利子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

<p>令和7年(フ)第36号 新潟県胎内市塩沢279番地 救護施設ひまわり荘 債務者 京野 卓夫 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 新潟地方裁判所新発田支部</p> <p>令和7年(フ)第24号 京都府亀岡市畠野町千ヶ畑高橋15-21、住民票上の住所京都府亀岡市南つじヶ丘桜台2丁目20番8号 債務者 小林 茂広 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 京都地方裁判所園部支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第98号 奈良県橿原市今井町4丁目12番24-610号 ローレルコート橿原 債務者 今出 愛菜 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第122号 香川県高松市屋島西町2076番地8 ヴィラナリ一屋島2 7-101 債務者 川瀬真奈美 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p>令和7年(フ)第42号 栃木県足利市鹿島町1125番地22 債務者 渡邊 和寿 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第184号 岐阜市宇佐4丁目3番2-709号 (ハイツ宇佐2号棟) 債務者 笠外 佳子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1467号 大阪市住吉区長居西1丁目6番8号 ピュアコート清風 201号 債務者 松古 彩加 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1718号 大阪市生野区田島2丁目6番26号 債務者 阪本 勝美 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1932号 大阪市福島区玉川2丁目9番22号 サニーレジデンス玉川 102号 債務者 児島 愛菜 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1946号 大阪府東大阪市角田3丁目6番11号 債務者 石田ひとみ 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1952号 大阪市西成区北津守3丁目9番3-108号 債務者 石田 楓 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1987号 大阪府枚方市藤阪東町4丁目24番6号 債務者 水野 博代 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1990号 大阪府箕面市如意谷3丁目8番12-404号、 前住所大阪府箕面市栗生間谷西2丁目6番 11-501号 債務者 日浦 恵美 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>
---	---	--

令和7年(フ)第2144号	大阪市西成区萩之茶屋2丁目1番23号 カネマツ6番館 416号 債務者 竹下 徹 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2297号	大阪市東淀川区北江口4丁目21番8号 第二吉田屋ハイツ 301号 債務者 山本 佐代 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第71号	青森県八戸市大字糠塚字平中22番地60 プレシャス長者304 債務者 藤嶋 邦子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第41号	岩手県北上市下鬼柳17地割127番地5 北星莊、旧住所岩手県北上市大通り2丁目1番30号 第2グリーンハイム2-2号 債務者 佐藤 誠 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第47号	岩手県花巻市石鳥谷町上口1丁目8番地4 債務者 照井 秋子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第495号	仙台市青葉区西勝山31番5号 ハイム西勝山101 債務者 吉田 綾 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第500号	宮城県塩竈市白萩町9番17号 債務者 鈴木 千晴 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第526号	仙台市泉区将監殿4丁目20番地の4 債務者 井上 弘子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第529号	仙台市若林区一本杉町16番26号 中山荘205 債務者 刈田ヒロ子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
令和7年(フ)第470号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第548号	仙台市青葉区小松島2丁目20番20号 パールハイツK101、従前の住所仙台市青葉区台原6丁目3番22-402号 債務者 須貝 美奈 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第73号	秋田市浜田字家後184番地 市営住宅6-202号 債務者 高橋 隆行 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第13号	秋田地方裁判所民事第2部 福島県相馬郡新地町大字福田字大町61番地の1 ベレツツア大町II-101、前住所宮城県多賀城市八幡字一本柳70番地の4 レジデンスアラキ101号 債務者 阿部可愛羅（旧姓北山） 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 福島地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第99号	石川県野々市市三日市3丁目243番地 債務者 稲垣 雄一 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第118号	石川県野々市市三日市3丁目243番地 債務者 稲垣 雄一 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第55号	福島地方裁判所相馬支部 茨城県久慈郡大子町大字町付1214番地 債務者 益子 明雄（旧姓富澤） 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。

令和7年(フ)第33号 長野県諏訪市清水1丁目1番3号 あけぼの 県営住宅A-1 222号 債務者 早川 圭子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年(フ)第272号 静岡市葵区上伝馬10番32号 池田アパート 債務者 出雲 黙 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第41号 滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地 救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県甲賀市土山町前野427番地1-102号 債務者 岡本 道弥 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第78号 兵庫県明石市大久保町八木522番地の3、前住所兵庫県明石市大久保町江井島386番地の5 債務者 濱田 雅之 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第27号 岐阜県養老郡養老町中104番地 債務者 桑原 三徳 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第273号 静岡市駿河区西平松84番地 債務者 真嶋 久実 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第42号 滋賀県犬上郡甲良町大字尼子777番地1 債務者 山本 竜龍 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第172号 兵庫県姫路市大津区恵美酒町2丁目37番地 クリエイト天満B 103号室 債務者 根本江利子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第34号 岐阜県海津市平田町高田9番地 サンコーポラス美濃平田1号棟201号 債務者 吉村 剛 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第114号 三重県桑名市大字東方455番地 第三富士コーポー311、前住所三重県桑名市大字東方546番地6 債務者 安田 爽馬 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第65号 兵庫県伊丹市鴻池2丁目10番21-104号 債務者 秋山 志野 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第179号 兵庫県姫路市大野町43番地 パレス野里606 債務者 内藤喜美子 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第35号 岐阜県海津市海津町鹿野1181番地9、前住所岐阜市光樹町45番地1 サンライン岐阜コボ504号室 債務者 梅田 彩未 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第124号 三重県いなべ市大安町中央ヶ丘3丁目1398番地4 債務者 三崎 幸 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第72号 兵庫県川西市丸山台1丁目4番地の3 F-405 債務者 小畠 寛史 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第188号 兵庫県姫路市網干区和久414番地12 債務者 からあげ専門店がけっぷち屋こと 北浦 純一 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第197号

兵庫県姫路市神子岡前1丁目9番43号 エクセレント神子岡前406号、従前の住所奈良県大和高田市幸町6番1—303号 駅前ネオハイツ

債務者 荒井 昌晃

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第240号

兵庫県加古川市尾上町安田123番地の28

債務者 小川 幸枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第111号

兵庫県宝塚市小林5—5—31 O B A Y A S H I 5 306号室、住民票上の住所兵庫県豊岡市日高町宵田149番地の8

債務者 原 みどり

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第93号

和歌山市西庄1063番地158

債務者 光森真沙美

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第120号

和歌山市上三毛1121番地2 ライオンズマンション和歌山船戸901

債務者 奥田 雄飛

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第121号

和歌山市上三毛1121番地2 ライオンズマンション和歌山船戸901

債務者 奥田 晶彩

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第43号

島根県松江市矢田町57番地2 市営住宅A1号棟109号

債務者 犬山 誠

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第112号

岡山市北区平野602番地1 Fortuna B棟201号、旧住所岡山市北区花尻あかね町7番地108 シャーメゾンガーデンズあかね205号

債務者 加藤 海斗

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第34号

山口県岩国市周東町下久原1333番地13

債務者 中村富三雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第121号

和歌山市上三毛1121番地2 ライオンズマンション和歌山船戸901

債務者 奥田 晶彩

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第8号

山口県下関市彦島角倉町3丁目9番18号

債務者 益田 相哲こと 李 相哲

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第34号

愛媛県松山市山越2丁目10番11号 グランシェル11 312号

債務者 千葉美津穂

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第110号

沖縄県那覇市松尾1丁目6番7号

債務者 金子 和久

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第201号

大分市大字森284番地の3 ボンメゾンユキ305

債務者 首藤 隆誠

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第207号

大分市政所1丁目4番47号 ベルエール大在908

債務者 城野 晴香

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第45号

宮崎県都城市一万城町86号11番地2ユアドミール102号室

債務者 飯干さと子

- 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第110号

沖縄県那覇市松尾1丁目6番7号

債務者 金子 和久

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第18号 栃木県矢板市下太田66番地4 債務者 若目田雅春 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(フ)第133号 佐賀市本庄町大字本庄1147番地5 サウスコート本庄宮302号室、前住所佐賀市木原3丁目11番10号 北川莊21 債務者 有森 弘貴 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第184号 神戸市北区花山東町3番26-707号 債務者 下司 和良 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 釧路地方裁判所網走支部破産係	令和7年(フ)第75号 神奈川県横須賀市小矢部2丁目9番9号 小山荘201 債務者 木村 由美 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月26日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第349号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1147番地1 債務者 寺崎美奈子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第361号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1147番地1 債務者 寺崎 静香 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第62号 神戸市垂水区王居殿2丁目10番3-403号 債務者 川井 美貴 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第264号 神奈川県横須賀市浦郷町3丁目62番地 ベイリーム追浜 203、前住所神奈川県海老名市柏ケ谷4丁目2番6-206号 債務者 マルシア ハルミ スドウ (MARC I A HARUMI SUDO)
令和6年(フ)第361号 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1147番地1 債務者 寺崎 静香 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第62号 栃木県下都賀郡野木町大字友沼5905番地81 シティハイムフレンズ202号 債務者 竹崎 晴臣 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第264号 神戸市垂水区王居殿2丁目10番3-403号 債務者 川井 美貴 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第85号 神奈川県横須賀市浦郷町3丁目62番地 ベイリーム追浜 203、前住所神奈川県海老名市柏ケ谷4丁目2番6-206号 債務者 マルシア ハルミ スドウ (MARC I A HARUMI SUDO)
令和7年(フ)第118号 佐賀県鳥栖市幸津町1787番地3 債務者 三橋 和博 1 決定年月日時 令和7年5月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第4号 北海道網走市字平和172番地の3 債務者 大閑 陸 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 釧路地方裁判所網走支部破産係	令和7年(フ)第280号 神戸市中央区二宮町2丁目12番16号 パークサイドハウス201、従前の住所神戸市中央区北野町1丁目2番23-602号 債務者 塩見 洋子 1 決定年月日時 令和7年5月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第108号 神奈川県横須賀市津久井1丁目5番7-101号、前住所神奈川県横須賀市平作6丁目4番30-205号 債務者 高橋 修 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第121号 佐賀県鳥栖市蔵上4丁目253番地 サンフィオーレ103 債務者 高取 淳也	令和7年(フ)第5号 北海道斜里郡斜里町青葉町54番地 かえで東園地5棟202号 債務者 岡沢 弘子	令和7年(フ)第393号 神戸市長田区駒ヶ林町6丁目1番5号 101号 債務者 仁野 直樹	令和7年(フ)第108号 神奈川県横須賀市津久井1丁目5番7-101号、前住所神奈川県横須賀市平作6丁目4番30-205号 債務者 高橋 修 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(フ)第668号 神奈川県厚木市飯山南2丁目3番1-810号 債務者 當間 誠 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和4年(フ)第1523号 埼玉県本庄市児玉町入浅見字南田623番3 破産者 株式会社マルエス 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第100号 青森市大字羽白字沢田5番地21 債務者 成田 勝哉 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第301号 広島市安佐南区長東西4丁目33番9号 債務者 安永 清治 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第54号 青森県弘前市大字青山2丁目12番地2 債務者 長内 美子 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後2時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 青森地方裁判所弘前支部	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第307号 さいたま市北区宮原町3丁目147番5号島村ビル2階 破産者 株式会社マックスマイル 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第149号 神奈川県秦野市南矢名1722番地の2 イーストサイドパレスII 107号 債務者 山口 拓巳 1 決定年月日時 令和7年5月21日午後3時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第491号 さいたま市北区宮原町3丁目147番5号島村ビル2階 破産者 合同会社ビッグスマイル 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第204号 神奈川県平塚市東真土1丁目4番6-209号 カサグランデ湘南 債務者 溝田 純子	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	破産手続廃止	令和7年(フ)第22号 埼玉県朝霞市根岸台2丁目12番4号 破産者 合同会社KAMIA GE 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第400号 広島市中区小網町4番13-502号 債務者 林 はるか 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第5号 名古屋市西区浄心1丁目1番6-1008号 シティ・ファミリー浄心 破産者 倉田 博之 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年(フ)第53号 岐阜県関市小瀬874番地の3 破産者 株式会社パコラ 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第411号 広島県廿日市市本町9番5号 202 債務者 遠藤 ミチ 1 決定年月日時 令和7年5月20日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	名古屋地方裁判所民事第2部		

令和6年(フ)第79号	大阪府和泉市坪井町83番地の1 破産者 株式会社K2 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第346号	奈良市中山町1558番地の3 破産者 株式会社ウイズ 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第35号	奈良県橿原市新賀町271番地の1 破産者 有限会社トヨクニルーフテクノ 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第116号	(最後の住所) 奈良県橿原市見瀬町678番地の7 破産者 被相続人亡田原正嘉相続財産 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第198号	奈良県葛城市八川76番地1 パルク八川B棟201号、前住所大阪府羽曳野市栄町8番10-1404号 破産者 山本 彩佳 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第328号	佐賀県鳥栖市柚比町459-10 破産者 合同会社幸せを運ぶ子豚の軽急便 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第158号	札幌市中央区北3条東6丁目356-3 破産者 株式会社御縁イノベーションズ 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第195号	岩手県八幡平市大更25-113八幡平市起業家支援センター 破産者 A P T E C H株式会社 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第234号	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第4地割357番地 破産者 株式会社ライトニング・ワークス 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第315号	盛岡市本宮3丁目30番27号 破産者 T K G株式会社 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第28号	群馬県邑楽郡大泉町丘山32番15号 破産者 有限会社エイチ・エス・ケイ・クリエイト 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年(フ)第320号	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第1903号	横浜市神奈川区松ヶ丘7番地6 破産者 有限会社たかお建設 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第814号	川崎市川崎区大島3丁目25番1号 破産者 株式会社中山工業 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第2989号	愛知県小牧市大字久保一色2932番地7 破産者 R I S E株式会社 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第157号	名古屋市西区山木1丁目181番地 破産者 株式会社ケー・テック 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第422号	愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中31番地2 破産者 株式会社永幸堂 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第3号	島根県益田市木部町11330番地1 破産者 有限会社三陽 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松江地方裁判所出雲支部

令和5年(フ)第848号 広島市中区本川町2-1-9 WAKO川本ビル5階、商業登記簿上の本店所在地広島市中区広瀬北町3番11号 破産者 東洋フードサービス株式会社 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第17号 徳島県阿南市那賀川町中島165番地2 破産者 有限会社小濱製材所 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 徳島地方裁判所阿南支部 令和6年(フ)第26号 愛媛県西条市福武甲284番地10 破産者 有限会社宏和不動産 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松山地方裁判所西条支部 令和6年(フ)第27号 愛媛県西条市福武甲284番地10 破産者 サンカロル株式会社 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松山地方裁判所西条支部 令和6年(フ)第527号 大分市大字中戸次6089番地の1 破産者 株式会社GODA I 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年(フ)第814号 仙台市宮城野区港3丁目2番12号 破産者 真藤急便株式会社	1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和6年(フ)第1229号 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目3番1号 破産者 プラチナホーム株式会社 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1259号 東京都八王子市松木3番地1リバーサイドソシア305号 破産者 亡田村隆相続財産 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1504号 東京都東大和市立野3丁目631番地の3 208号、破産手続開始決定上の住所東京都立川市一番町4丁目2番地の6 破産者 川井 真弓 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2116号 東京都日野市三沢2丁目44番地の16 破産者 荒幡 奈美 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2211号 東京都八王子市長房町588番地長房アパート西21-109、前住所東京都八王子市寺田町806番地1メゾンはな102号 破産者 西岡 栄子	1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第136号 東京都町田市原町6丁目9番8号AETA町田4階 破産者 株式会社トップライト 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第137号 東京都町田市金森3丁目40番9号グリーンレジデンス101 破産者 菅 芳晃 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第198号 東京都八王子市横川町1138番地18 破産者 奥田 和弘 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第219号 東京都町田市高ヶ坂7丁目11番14号エレガンシアⅢ203 破産者 倉嶋 奈津 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第349号 神奈川県相模原市南区相模大野6丁目23番14-608号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市小山田桜台1丁目10番地1 49-301 破産者 岩本 真珠	1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第121号 横浜市瀬谷区瀬谷6丁目23番9号 破産者 株式会社ADL 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第1156号 大阪府枚方市招提元町3丁目35番5号 破産者 ハイメディックジャパン株式会社 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第100号 奈良市元林院町18番地 破産者 株式会社SUNE N 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所破産係 令和6年(フ)第393号 香川県高松市今里町404番地24 破産者 有限会社CONE R I 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 令和6年(フ)第422号 宮崎市大字郡司分甲1052番地2マルミヤストア郡司分店内 破産者 有限会社エフエイ商事魚がし 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宮崎地方裁判所破産係
---	---	---	---

破産手続廃止及び免責許可決定**令和6年(フ)第418号**

沖縄県浦添市西原1丁目12番43号 コンフォルトアイ 302、住民票上の前住所沖縄県那覇市宇松川778番地 グランシートおもろまち502

破産者 友利公次郎

- 1 決定年月日 令和7年5月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第121号

岐阜県美濃加茂市森山町3丁目5番8号 森山市営住宅1-A
破産者 居酒屋しょうちゃんこと居酒屋春復こと居酒屋H I R Oこと 深川一博

- 1 決定年月日 令和7年5月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第529号

さいたま市中央区下落合6丁目4番5号 N K II 302
破産者 吉川聖宇こと 梁 聖宇

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第654号

埼玉県春日部市東中野1098番地1、旧住所埼玉県上尾市緑丘1丁目5番22号
破産者 宮久保宏晃

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1756号

さいたま市見沼区東大宮3丁目16番地18
破産者 大竹美佳子

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1994号

さいたま市北区日進町2丁目1134番地6 マドレーヌ日進101号室
破産者 細山 竜一

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2047号

埼玉県川口市並木1丁目26番3-106号 ウインペルソロ西川口
破産者 竹内 友則

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第51号

埼玉県鴻巣市鎌塚1805番地 センチュリー吹上304号
破産者 菊野真寿美

- 1 決定年月日 令和7年5月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第64号

さいたま市北区宮原町2丁目37番地7 カトルアB201
破産者 宮武 隆吉

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第103号

さいたま市緑区芝原3-30-11 阿部英也方、住民票上の住所東京都杉並区桃井1丁目1番17号 Granduo Ogikubo 603
破産者 阿部早也伽

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2047号

埼玉県上尾市富士見2丁目16番30号 富士ニューハイツ107
破産者 石山 智弘

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第134号

埼玉県上尾市富士見2丁目16番30号 富士ニューハイツ107
破産者 石山 智弘

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第204号

さいたま市南区曲本1丁目20番20号301
破産者 望月 豊

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第275号

大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺863番地22
破産者 山田 良徳

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第296号

大阪府岸和田市下池田町1丁目9番29-101号、事業所所在地大阪府岸和田市下池田町3丁目9-24
破産者 カラオケ居酒屋かよちゃんこと 中屋敷香代

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第1号

大阪府泉大津市東助松町4丁目4番3-206号
破産者 江口塗装こと 江口 信也

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第27号

大阪府泉南市新家595番地の1
破産者 園口 良太

- 1 決定年月日 令和7年5月19日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第44号
 大阪府阪南市さつき台1丁目7番8号、前住所大阪府阪南市石田679番地の15
 破産者 石井 達也
 1 決定年月日 令和7年5月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第198号
 奈良県生駒市壱分町67番地216
 破産者 竹村 泉
 1 決定年月日 令和7年5月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第207号
 奈良県北葛城郡王寺町久度3丁目8-2 m
 o r e すまいる王寺、(開始決定時の住所)
 奈良県生駒郡三郷町勢野西4丁目12番14号
 破産者 三宅光治朗
 1 決定年月日 令和7年5月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第274号
 奈良県大和高田市大字野口76番地13
 破産者 戎亥 順一
 1 決定年月日 令和7年5月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第122号
 福岡県田川郡川崎町大字川崎149番地の1
 島廻緑ヶ丘団地17号、破産手続開始決定時の住所福岡県飯塚市椿133番地11 グリーンテラス三緒205(前住所)福岡県飯塚市椿133番地11 グリーンテラス三緒102号
 破産者 葛原 歩

1 決定年月日 令和7年5月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第33号
 佐賀市田代2丁目4番35-8号 エレガンス
 1103号室、前住所長崎県佐世保市権常寺町
 1404番地1 エンリッチ106
 破産者 告 美由紀
 1 決定年月日 令和7年5月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第2034号
 北海道恵庭市島松仲町1丁目5番5-305号
 破産者 中原あかり(旧姓山本)
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2451号
 札幌市中央区北3条東6丁目356番地3 D
 ×A p a r t m e n t N 3 E 6-402号
 破産者 荒木 翔太
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第77号
 札幌市白石区北郷3条1丁目6番28-309号
 破産者 坂本 大地
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第256号
 盛岡市永井22地割37番地8
 破産者 山内 文彦
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第316号
 盛岡市本宮3丁目30番27号
 破産者 菅原 寿也
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第395号
 東京都多摩市落合3丁目2番地 10-407、
 開始決定時の住所東京都八王子市別所1丁目
 42番地1 3-606
 破産者 大西 一朗
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第47号
 岩手県遠野市土淵町土淵18地割193番地6
 破産者 北川 千絵
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
令和7年(フ)第177号
 仙台市泉区南光台1丁目42番24号 グラン
 ページュ南光台105、従前の住所宮城県遠田
 郡美里町中塙字町31番地
 破産者 佐々木康太
令和6年(フ)第11号
 秋田市広面字土手下11番地2 パールハイム
 広面102号
 破産者 佐藤 竜司(旧姓川村)
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第492号
 茨城県那珂郡東海村大字白方158番地3
 破産者 鈴木 篤
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第509号
 茨城県鉢田市田崎3562番地24
 破産者 アムハウスこと 小沼 明美(旧姓川崎)
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所
令和6年(フ)第151号
 栃木県下都賀郡野木町大字友沼136番地2、
 前住所岡山県岡山市北区表町2丁目5番1号
 C A L M E 栄町201
 破産者 秋元 涼菜
 1 決定年月日 令和7年5月20日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所
令和6年(フ)第151号
 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(フ)第388号 群馬県前橋市元総社町227番地3 ジュネス 前橋 102号 破産者 佐藤 朗 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第352号 埼玉県深谷市萱場7番15号 ハイツバビオン 105号 破産者 相川 信人 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第403号 埼玉県熊谷市戸出1015番地 破産者 海野そのえ 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第27号 埼玉県本庄市中央1丁目4番2号 サニーホームズ松105 破産者 相崎 真紀 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第35号 埼玉県本庄市児玉町宮内74番地2 破産者 根岸志津香	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(フ)第1614号 横浜市旭区今宿西町343番地2 ラ・カーサ A1 破産者 河合 雅人 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第1904号 横浜市神奈川区松ヶ丘7番地6 破産者 大橋 瞳 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第2833号 横浜市鶴見区梶山2丁目28番8号 破産者 佐藤 信悟 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第3057号 横浜市磯子区森が丘2丁目3番18号 ポルックス上大岡203号 破産者 柏崎 大輔 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第31号 新潟市幸区北加瀬3丁目15番22号 破産者 鹿庭 一孝 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第767号 川崎市高津区明津29番地1 202 破産者 小糸 真(旧姓矢澤) 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第837号 川崎市幸区小倉5丁目8番7-503号 破産者 中山 貴也 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第868号 川崎市川崎区小田2丁目16番12号 有明興業寮 307 破産者 川崎 博 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第31号 新潟市中央区鳥屋野2丁目2番4号 破産者 竹内 紀幸	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第21号 新潟市東区上木戸3-3-7 エンゼルハイムA102号室、開始決定時の住所新潟市東区新石山2丁目10番地5 以留鹿俱楽部401号 破産者 佐藤 凌(旧姓五十嵐) 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第68号 新潟県五泉市南本町3丁目3番51号 破産者 今井絵梨香	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第660号 静岡市駿河区丸子2丁目8番5号 破産者 佐藤 海帆(旧姓望月) 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第59号 静岡市清水区高橋3丁目4番67号 破産者 森 裕晃 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第2894号	名古屋市東区赤塚町3番15号 たつみビル 302号、従前の住所名古屋市東区矢田4丁目 16番13号 ヴィラカレッジ大曾根2B号 破産者 堀江 和也
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	
令和6年(フ)第3050号	名古屋市東区筒井2丁目2番3号 バンペー ^ル 31 803号、従前の住所名古屋市東区黒門町125番地 G O L D I I 701号 破産者 林 宏治
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	
令和6年(フ)第376号	愛知県西尾市中原町半谷20 市営中野郷住宅 2-52、開始決定時の住所愛知県岡崎市法性寺町字上屋敷85番地3 Buena sue ^r t e 102 破産者 今泉 宏樹
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和6年(フ)第501号	愛知県みよし市三好町東山4番地43 県営東山住宅4棟101号 破産者 山口 茉莉
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	

令和6年(フ)第531号	愛知県岡崎市竜美旭町7番地47 破産者 Hestia岡崎店ことPerfor ^t an ^a ことN-S T E P こと 阿部 智子
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和6年(フ)第658号	愛知県岡崎市大平町字上下り42番地 破産者 岡田 幸夫
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和6年(フ)第683号	愛知県豊田市東梅坪町10丁目8番地14 グレイスヴィータ101号、前住所愛知県豊田市小川町3丁目4番地3 破産者 大滝 安彦
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和7年(フ)第32号	愛知県豊田市若林東町上外根91番地8 ドエルノバB-105号 破産者 吉浦 健司
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和6年(フ)第2247号	大阪府枚方市星丘3丁目1番40号 破産者 平田 智裕
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和6年(フ)第531号	愛知県岡崎市7番地47 破産者 Hestia岡崎店ことPerfor ^t an ^a ことN-S T E P こと 阿部 智子
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	
令和6年(フ)第3211号	北九州市八幡西区大膳1丁目5番21号、開始決定時大阪市西淀川区佃1丁目1番36号614号室 破産者 白石 玄明
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第4842号	大阪府摂津市鳥飼野々2丁目2番5-401号 破産者 後藤 義照
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第181号	大阪府門真市月出町25番16号 平成ハイツ502号 破産者 奥田まりこ(旧姓下宮)
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第442号	大阪府羽曳野市河原城549番地の5 破産者 河口 薫
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第175号	神戸市北区星和台2丁目83番地の18 破産者 谷 清
1 決定年月日 令和7年5月20日	
2 主文 本件破産手続を廃止する。	
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	
4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	

令和7年(フ)第36号 神戸市兵庫区塚本通5丁目1番21-1505号 破産者 安藤 薫 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第16号 広島県福山市藤江町653番地1 破産者 YOSA PARK mi-naこと 森下 美紀 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第18号 徳島県阿南市那賀川町中島30番地1 破産者 小濱 浩子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第19号 徳島県阿南市那賀川町中島30番地1 破産者 小濱 誠二 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第20号 徳島県阿南市那賀川町中島30番地1 破産者 小濱 操 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第34号 徳島県三好郡東みよし町東山字法市137番地 破産者 ケンデンこと 藤川 勝治	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第28号 愛媛県西条市福武甲284番地10 破産者 藤田 芳和 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和7年(フ)第8号 愛媛県西条市小松町南川甲177番地1 破産者 白石 仁志 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第24号 福岡県久留米市東櫛原町888番地1 グレースマンションくはら310号 破産者 川藤 政隆 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第528号 大分市豊饒2丁目1番3-306号 ファミール豊饒B 破産者 横松 宏治 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和6年(フ)第4号 大分市高城新町10番27号 口ゼ高城1203 破産者 藤原 英雄 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 令和7年(フ)第12号 北海道旭川市末広東2条4丁目6番23号 ブレイブリーⅡ 102号室 破産者 元地 輝明 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
--	--	--	--	---	---	--

令和6年(フ)第314号 青森県上北郡東北町上北南2丁目30番地82 破産者 蛭名志美子 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第315号 青森県上北郡東北町上北南2丁目30番地82 破産者 蛭名 好美 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	1 レジデンスガーデン虹106号 破産者 菊地 咲世(旧姓斎藤) 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所大河原支部	1 レジデンスガーデン虹106号 破産者 上林真衣音 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 レジデンスガーデン虹106号 破産者 前川 哲夫 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第8号 青森県上北郡おいらせ町青葉4丁目50-1949 マイパレス2 A号、住民票上の住所青森県 上北郡おいらせ町青葉六丁目50番地2061 破産者 芥屋 友明 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部	宮城県白石市旭町1丁目1番20-1号 きく ちハイツ1-A、前住所宮城県柴田郡村田町 大字沼辻字新巻6番地1 サンライフハイツ 101号室 破産者 高橋 優真 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所大河原支部	宮城県白石市旭町1丁目1番20-1号 きく ちハイツ1-A、前住所宮城県柴田郡村田町 大字沼辻字新巻6番地1 サンライフハイツ 101号室 破産者 高橋 優真 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	神奈川県茅ヶ崎市みずき4丁目13番6号 プ ルメリア1202 破産者 佐藤 賢一 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第46号 宮城県岩沼市相の原2丁目1番9-105号 破産者 相澤 歩(旧姓大橋) 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	宮城県柴田郡柴田町西船迫1丁目1番地40 ソレイユ101号 破産者 佐藤 宏樹 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所大河原支部	宮城県柴田郡柴田町西船迫1丁目1番地40 ソレイユ101号 破産者 佐藤 宏樹 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	神奈川県鎌倉市由比ガ浜3丁目7番41号 工 ルビエントユイガハマ301 破産者 則武 優子 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第99号 仙台市泉区北中山4丁目7番地の10 破産者 阿部 韶	横浜市都筑区仲町台4丁目20番2-504号 破産者 山本 翔	横浜市都筑区仲町台4丁目20番2-504号 破産者 岡本 安弘	横浜市青葉区新石川2丁目29番地 フォ ティニアたまプラーザ706 破産者 岡本 安弘

令和7年(フ)第10号	神奈川県小田原市酒匂4丁目9番20号 破産者 徳永 悟子 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第69号	相模原市中央区上溝1丁目4番11号 破産者 柴田 瑞 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第111号	新潟県胎内市新和町2番43号 破産者 浦富由紀子 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第12号	新潟県新発田市大伝1008番地2 破産者 五十嵐弘人 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第1号	長野県千曲市大字戸倉2196番地2 坂井アパート7 破産者 松本 久 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部

令和6年(フ)第657号	静岡県焼津市石津中町19番地の1 破産者 寺田 植一 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第783号	静岡県榛原郡吉田町住吉218番地の1 セントラルハイツ203、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉2670番地の29 レオパレスWasabi 101 破産者 太田 雄貴 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第27号	静岡県伊豆市牧之郷526番地の3 コーポ鈴木102号 破産者 茂原 昌雄 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所下田支部
令和7年(フ)第23号	静岡県浜松市浜名区細江町三和264番地の1 フレグランス103号、前住所静岡県浜松市浜名区引佐町奥山796番地の3 破産者 池田 稔 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部
令和6年(フ)第344号	長崎県長崎市琴海村松町726番地10 破産者 山下 勝也 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第361号	香川県高松市今里町404番地24 破産者 人見 訓嘉 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第344号	長崎県長崎市琴海村松町726番地10 破産者 山下 勝也 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第369号	愛知県豊田市高上1丁目19番地1 レオネクストアンソレイユ104号 破産者 加藤 祐次 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
破産手続終結及び免責許可決定	奈良県橿原市新賀町443番地の1 破産者 豊國 勝啓 1 決定年月日 令和7年5月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和5年(フ)第685号	静岡県島田市阪本3294番地の1 ウエルティーヒルズ 303号室 破産者 塚本佳奈子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第747号	静岡県藤枝市藤岡4丁目488番地の44 破産者 鈴木 豪 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第569号	愛知県豊田市高上1丁目19番地1 レオネクストアンソレイユ104号 破産者 加藤 祐次 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第592号	神戸市長田区若松町1丁目1番10号 破産者 榎本一也 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第745号	神戸市北区有野町二郎602番地の1 セラフィ106、従前の住所兵庫県宝塚市中筋2丁目11番1-301号 破産者 エフ・サポートこと白旗訓 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第270号	岡山市東区水門町341番地、開始決定時の住所岡山市南区あけぼの町28番7号 破産者 津島克己 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和5年(フ)第654号	岡山市中区平井7丁目19番50号グランドコート大谷A102、破産手続開始決定時の住所岡山市中区藤崎721番地13 破産者 中嶋哲也 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第132号	広島県福山市東陽台2丁目28番6号、旧住所 広島県福山市坪生町南三丁目17番24号 破産者 吉田哲也 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第464号	大分県別府市石垣西10丁目1番17-902号 ベルエール別府北石垣 破産者 中村智子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第113号	新潟県阿賀野市保田4384番地10 破産者 石川涼子 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和6年(フ)第186号	静岡県牧之原市新庄1802番地1 破産者 楠田仁美 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第1366号	静岡市清水区入江3丁目9番26号 ソレイユ 入江305 破産者 若月貴士 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第602号	静岡市清水区下野綠町13番13号 破産者 牟田己晴 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第459号	静岡県浜松市中央区寺脇町277-1 モダン ライフ101、住民票上の住所神奈川県大和市 南林間9丁目2番1号 破産者 高島宗弘 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第223号	京都市南区吉祥院高畑町28番地 レジデンス 高畑305号 破産者 細見雅子 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第146号	長崎県長崎市香焼町2001番地16 破産者 成瀬裕次 1 決定年月日 令和7年5月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

令和7年(フ)第52号

福岡県久留米市国分町1294番地5 豊國スライマンション国分812号
破産者 鐘江瑠美奈

1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第72号

福岡県小郡市津古485番地19 ハッピーハイツ津古303号
破産者 波部 年和

1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第74号

福岡県久留米市高良内町4535番地2 ガーデニア101号
破産者 井上 拓磨

1 決定年月日 令和7年5月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第433号

奈良県桜井市大字外山391番地の2
破産者 高山 節子

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第434号

奈良県大和郡山市小泉町749番地3 リバーサイド大和小泉503
破産者 工藤幸孝こと 王 幸孝

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第445号

奈良市大安寺2丁目4番13-1号
破産者 園田 尋樹

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第2号

奈良県生駒郡斑鳩町興留6丁目20番22号
(105)

破産者 中村 泰榮

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第3号

奈良市柳町22番地の1 コーポ諒訪柳町201号
破産者 吉嶋 勝義

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和6年(フ)第294号

奈良県宇陀市榛原あかね台1丁目10番の4、前住所京都府南丹市園部町横田7号128番地
ヴィラ宮の前205号
破産者 樋口 恵理

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第296号

奈良県橿原市葛本町377番地の12、前住所奈良県橿原市土橋町162番地の1レオネクスト
ますが204
破産者 高市賢一郎

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第299号

奈良県橿原市新口町103番地の9 Ceder
破産者 菅 淳行

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第303号

奈良県大和高田市大字池尻195番地7
破産者 中尾 真美

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第315号

奈良県橿原市吉田町124番地の1 リバーサイド廣田Ⅱ206号
破産者 松井 浩子

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第325号

奈良県葛城市北花内294番地3
破産者 宮園 浪子

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第2号

奈良県橿原市雲梯町917番地 メープルコートⅠ 205号
破産者 北 由美子

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第10号

福岡県嘉麻市岩崎1167番地1
破産者 前川 浩二

1 決定年月日 令和7年5月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第2465号

札幌市豊平区月寒西1条3丁目3番7号
破産者 斎藤 久嗣

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第128号

札幌市北区新川2条10丁目1番47号 正木マシューⅢ102号

破産者 田中 朋子

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第391号

札幌市豊平区月寒東5条12丁目4番10号 中里ビル202号

破産者 小畠亜由美

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第398号

札幌市西区二十四軒4条4丁目4番8-103号
破産者 石田 栄

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第399号

札幌市西区二十四軒4条4丁目4番8-103号
破産者 石田 英子

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第435号

札幌市豊平区豊平4条1丁目3番1-908号
破産者 笹下 昌之

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第445号

札幌市西区二十四軒1条6丁目13番6-201号
破産者 櫻井竜之介

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第28号

宮城県加美郡色麻町一の関字東苗代1番地4
破産者 高橋 茂喜

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第42号

宮城県遠田郡涌谷町字北田88番地6
破産者 千代窪亜矢(旧姓阿部)

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第36号

山形県天童市田鶴町4丁目18番22-304号
県営天童駅南団地2号棟

破産者 佐藤千妃呂
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和6年(フ)第197号
福島県いわき市小名浜岡小名3丁目4番地の
16
破産者 志村 朋美
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第7号
福島県いわき市錦町中央2丁目12番地の5、
従前の住所福島県いわき市泉町下川字前ノ原
108番地の7
破産者 菅波 好恵(旧姓高野)
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第15号
栃木県小山市大字間々田1257番地 藤ハイツ
1201号、前住所栃木県小山市大字間々田
2423番地15 レオパレス愛宕201号
破産者 渋谷 敏明
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第47号
群馬県高崎市剣崎町730番地2
破産者 渡辺 磨
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第57号
群馬県高崎市藤塚町422番地1 コーポ富士
101号、前住所群馬県高崎市藤塚町387番地1
破産者 奥澤 弥生
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第284号
さいたま市北区大成町4丁目121番地1 け
やきハイツ410、旧住所さいたま市中央区上
落合3丁目2番44号 ウィリアムヒルズ新都
心204
破産者 遠藤 和子
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第292号
さいたま市西区大字内野本郷399番地11 ド
ミール神田式番館102
破産者 北嶋 幸夫
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第308号
埼玉県上尾市柏座3丁目1番48号 パーク上
尾式番館1001
破産者 西澤 愛美(旧姓藤田)
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第310号
さいたま市大宮区天沼町1丁目410番地2
エスト天沼201
破産者 和鳴三智明
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第311号
埼玉県上尾市大字領家97番地1 レビュート
長島202
破産者 佐藤 彰則
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第334号
埼玉県川口市大字新堀620番地の1 メゾン
新郷701号
破産者 西川 勇紀
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第339号
埼玉県加須市馬内971番地1 A r c a d i
a III103
破産者 吉原 孝紀
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第347号
さいたま市北区宮原町4丁目95番地5 ラ
フィーネ宮原108号室
破産者 小柴かすみ
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第351号
さいたま市緑区東浦和2丁目38番地10 さい
たまハイツA棟206
破産者 大原 唯司
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第358号
埼玉県東松山市下唐子905-1 210号室、住
民票上の住所茨城県小美玉市羽鳥2809番地5
グランドールC棟106号(旧住所) 茨城県
笠間市大田町24番地3 エレガントハイツA棟
101号
破産者 黒木 啓之
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第25号
埼玉県深谷市小前田1647番地1 住宅型有料
老人ホーム どんぐり、旧住所埼玉県入間郡
毛呂山町中央4丁目16番地30 コーポ神内
102号
破産者 鈴木 秀行
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第61号
埼玉県東松山市本町2丁目8番17号 スカイ
ハイツ加島101
破産者 工藤 恵輔
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第6号
千葉県南房総市和田町小川586番地1
破産者 岩崎 健一

1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所館山支部破産係
令和6年(フ)第259号
神奈川県逗子市沼間6丁目13番3号 ファ
ミーユ参番館201
破産者 鈴木 恵美
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第273号
神奈川県横須賀市森崎1丁目13番1-205号
破産者 茗花 良文
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第106号
神奈川県座間市座間2丁目2882番地の1 グ
ランシャリオZAMA103号
破産者 久保川聖奈
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第90号
岐阜市旭見ヶ池町21番地1 (アネックス
105号室)
破産者 松浦 重夫
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第2715号
名古屋市緑区鳴海町字薬師山29番地の3
破産者 佐藤 安司
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第262号
名古屋市中川区吉津3丁目1603番地 松下北
莊T-6棟204号、従前の住所名古屋市中川
区助光1丁目1210番地 アビタシオンフロー
レンスB101号
破産者 渡邊 陸
1 決定年月日 令和7年5月20日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第355号 名古屋市緑区小坂1丁目901番地 シティ ファミリー小坂C棟603号 破産者 藤澤 真弘 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第436号 名古屋市千種区竹越1丁目7番1-901号 県営竹越住宅 破産者 小川 葉子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第57号 堺市堺区北田出井町1丁2番4号 ロイヤル 堺東303号 破産者 三山 皓信 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第145号 大阪府松原市西野々2丁目11番17号 破産者 寺田 弘幸 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第360号 愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央21番地の 7 破産者 富山 勝利 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第437号 名古屋市千種区竹越1丁目1番28号 アドバ ンス竹越7-B号 破産者 小川悠季人 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第95号 堺市西区津久野町3丁33番14号 エターナル 津久野201号 破産者 平尾 宣子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第151号 堺市北区新金岡町3丁5番18-310号 破産者 森 美王 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第158号 大阪府高石市取石6丁目21番16号 破産者 山口 圭介 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第361号 愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央21番地の 7 破産者 富山スミ子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第457号 名古屋市中川区春田2丁目32番地 春田荘1 棟407号 破産者 久保田恵子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第116号 大阪府河内長野市松ヶ丘西町1669番地の2 <レインボーランド松ヶ丘203号> 破産者 千原 弘司 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第174号 堺市中区深井中町1961番地1 マーキュリー ハイツ202号 破産者 宮島 康充 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第185号 堺市南区茶山台2丁1番22-303号 破産者 西田加奈子(旧姓野田) 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第375号 名古屋市緑区浦里1丁目111番地 アドバン ス浦里65号 破産者 田村 一政 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第483号 愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道201番 地 フォーブルB102号 破産者 前田 彩加 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第122号 堺市東区日置荘原寺町443番地1 シャトレ S I原寺302号 破産者 佐藤 利輝 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第134号 大阪府富林市桜井町1丁目2番31号、前住 所大阪府泉北郡忠岡町北出2丁目8番29- 103号 破産者 井上 知里 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第187号 大阪府羽曳野市島泉7丁目5番3号 破産者 石崎 寿恵 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第377号 愛知県東海市高横須賀町大宮1番地 A棟 106号 破産者 小成 雅子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第1093号 堺市堺区浅香山町1丁6番2-506号 破産者 上山 雅司 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第113号 大阪府東大阪市長堂3丁目20番10号 サンパ レス布施504号 破産者 早川めぐみ 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第140号 大阪府柏原市玉手町18番61-105号 玉手グ リーンハイツ 破産者 西峯 豊 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第193号 堺市堺区北清水町1丁3番3号 高田文化C 破産者 早川 直鷹 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第402号 愛知県豊明市間米町唐竹279番地2、住民票 上の住所愛知県日進市米野木町南山987番地 82 破産者 青山 美佳(旧姓重田) 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第12号 堺市堺区中安井町1丁4番11-715号、前住 所堺市北区百舌鳥赤畑町4丁314番地 ハイ ツシュライク205号 破産者 濱邊 實明			

令和7年(フ)第196号	兵庫県姫路市戎之町西2丁2番3-502号 破産者 池側 春男 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所姫路支部破産係
令和6年(フ)第1号	神戸市西区玉津町高津橋255番地の1 アルバポンテ3番館103号 破産者 喜多 千春 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第303号	兵庫県明石市西明石北町1丁目16番23号 ハイツセラ101号 破産者 寺内 菜摘 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第30号	兵庫県明石市硯町1丁目8番11号 ラ・ブリズ401号 破産者 柳田愛涼華 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第528号	兵庫県赤穂市塙屋449番地1 破産者 川端 勇斐 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第19号	兵庫県加古川市加古川町稻屋209番地の15、 従前の住所兵庫県加古川市野口町古大内76番 地の1 マイシティ303-24号 破産者 橋本 美穂 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第77号	兵庫県姫路市勝原区熊見355番地37、従前の 住所大阪府東大阪市荒川1丁目5番17-205 号 破産者 安見 優一 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第89号	兵庫県加古川市尾上町養田345番地の13 ヴィラーチェ尾上105号 破産者 船岡 久美 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第101号	兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口55番地の1 メゾンレイユ204号 破産者 梅原沙弥佳（旧姓塙見） 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第102号	兵庫県姫路市広畑区西蒲田1072番地 シャー ^{メゾン} 西蒲田A201 破産者 大友 恵一 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第108号	兵庫県赤穂市磯浜町69番地 シャーメゾン志 保B201 破産者 寺岡 常直 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第4号	島根県鹿足郡吉賀町六日市389番地5 破産者 河野 幸 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所益田支部
令和7年(フ)第5号	島根県益田市土井町6番38号 破産者 塩道 弘規 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所益田支部
令和6年(フ)第92号	山口県岩国市山手町1丁目12番15-201号中 島ビル 破産者 佐古 明子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所岩国支部
令和7年(フ)第51号	福岡県小郡市三沢4225番地227 ルモン三沢 201号 破産者 服部 真理 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第80号	福岡県久留米市安武町安武本1702番地2 ロックフィル安武210号 破産者 沼田恵里香 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第86号	福岡県久留米市長門石2丁目2番14-305号 破産者 大庭 美和 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第30号	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1678番地11 嬉野館第一マンション406号、開始決定時の 住所長崎県佐世保市白岳町153番地16 破産者 辻 雄樹 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第31号	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1451番地 グ リーンテラスK1 202 破産者 河野 澄玲
令和7年(フ)第7号	1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第443号	大分県豊後大野市三重町市場2049番地1 市 営市原住宅B302号 破産者 渡部 健治 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所竹田支部破産再生係
令和6年(フ)第330号	沖縄県中頭郡西原町上原1丁目13番地の17 (パイオレット西原202号) 破産者 知念 将吾 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第30号	沖縄県うるま市勝連平安名1599番地 日勝ア パートA-3 破産者 屋良ヒデ子 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第42号	沖縄県うるま市字田場1008番地1 美姫セン チュリーⅡC-1 破産者 東江 一 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第43号	沖縄県うるま市与那城屋慶名354番地 森根 方 破産者 伊禮 朝雄 1 決定年月日 令和7年5月20日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

<p>小規模個人再生による再生計画認可</p> <p>令和6年（再イ）第189号 札幌市手稲区星置3条1丁目31番5号 再生債務者 小山 貴央 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日</p> <p>札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和6年（再イ）第10号 福岡県大牟田市明治町2丁目52番地1 レオパレスシャーウッドの森303号 再生債務者 若松 真樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>福岡地方裁判所大牟田支部</p> <p>令和7年（再イ）第3号 神戸市西区白水2丁目11番15号 再生債務者 井上 和孝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月16日</p> <p>神戸地方裁判所明石支部再生係</p> <p>令和6年（再イ）第4号 山梨県都留市小野1310番地 市営権現原団地3-404 再生債務者 石川 勝也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>甲府地方裁判所都留支部再生係</p>	<p>令和6年（再イ）第5号 山梨県富士吉田市富士見7丁目6番23号 再生債務者 野木 美里 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>甲府地方裁判所都留支部再生係</p> <p>令和6年（再イ）第7号 山梨県南都留郡忍野村忍草3162番地16 再生債務者 藤井 光 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>甲府地方裁判所都留支部再生係</p> <p>令和6年（再イ）第82号 大阪府八尾市垣内1丁目56番地 グランドハイツ・ヤマダ108号 再生債務者 中川 清 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和6年（再イ）第164号 埼玉県新座市菅沢2丁目7番15号 再生債務者 小安 圭 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第11号 神戸市東灘区御影本町3丁目13番12号 パルテールⅢ 101号 再生債務者 川岸 和正 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p>令和6年（再イ）第505号 大阪府交野市私市6丁目15番4号 再生債務者 真鍋 健太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和6年（再イ）第164号 埼玉県新座市大和田5丁目5番10号 再生債務者 井上 浩二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月20日</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部</p> <p>令和6年（再イ）第71号 神奈川県厚木市林2丁目22番31号 ラフィネテラス102 再生債務者 鳥塚 昌宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年5月21日</p> <p>横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係</p>
---	--	--

令和6年(再イ)第202号
千葉県市原市国分寺台中央2丁目6番地7
再生債務者 岩佐 裕也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月20日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第195号
横浜市港北区日吉1丁目19番35号 戸田莊201
再生債務者 瀬尾 剛
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月21日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第289号
横浜市金沢区六浦1丁目6番18-204号
再生債務者 平塚 健人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月21日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第18号
新潟県阿賀野市保田4384番地10
再生債務者 石川 好明
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月21日
新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(再イ)第89号
愛知県西尾市矢田2丁目4番地4
再生債務者 藤木 明彦
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月15日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年(再イ)第7号
愛知県岡崎市井ノ口新町4番地26
再生債務者 三宅 寿徳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年(再イ)第30号
山形県寒河江市大字日田字五反32番地
再生債務者 山科 渉
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月20日
山形地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第1号
静岡県御殿場市東田中629番地の6
再生債務者 寺島 瑞穂
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月20日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(再イ)第5号
静岡県田方郡函南町塙本186番地の1 アー
バンシティ函南式番館511
再生債務者 荒木 伸夫
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月20日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第261号
横浜市磯子区杉田5丁目2番11号
再生債務者 遠藤 寿一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月21日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第43号
神奈川県横須賀市馬堀町1丁目22番12号
再生債務者 宮田 一夫
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月20日
横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(再イ)第41号
相模原市中央区上溝3968番地5
再生債務者 古川 優人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月20日
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(再イ)第1号
愛知県知立市新林町本林14番地6
再生債務者 前田 聖人
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年5月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

<p>令和7年(再イ)第5号 愛知県豊田市大島町片平7番地7 再生債務者 大橋 裕江 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月19日</p>	<p>令和6年(再イ)第100号 兵庫県加古川市平岡町つじ野1番地の297 再生債務者 橋本恵理奈 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 千葉地方裁判所館山支部破産再生係</p>
<p>令和6年(再イ)第74号 (営業所の所在地) 大阪市北区堂島1-3-9 日宝堂島センタービル1階4号室、(住所) 大阪府藤井寺市東藤井寺町4番20号 再生債務者 湯とうふ まつだこと 松田 隆 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日</p>	<p>令和6年(再イ)第173号 千葉県市原市北国分寺台5丁目6番地2 再生債務者 表谷 幸雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和6年(再イ)第364号 名古屋市千種区今池1丁目13番3号 カスタムビル703号 再生債務者 山本 貴宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(再イ)第25号 大阪地方裁判所堺支部個人再生係 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日</p>	<p>令和7年(再イ)第10号 千葉市若葉区若松台1丁目18番13号 再生債務者 阿部 崇宣 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第13号 名古屋市天白区八事山435番地 大福マンションパルナス八事裏山215号 再生債務者 伊藤 良 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(再イ)第99号 兵庫県加古川市平岡町つじ野1番地の297 再生債務者 橋本 和則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日</p>	<p>令和7年(再イ)第15号 千葉県船橋市三山3丁目35番7-2号 再生債務者 長沼 裕太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和7年(再イ)第25号 愛知県大府市横根町名高山102番地の4 再生債務者 本美 宏樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月20日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(再イ)第1号 千葉県鴨川市貝渚97番地1 ヴィラロイヤルB201 再生債務者 松本 一輝 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p>令和6年(再イ)第519号 大阪市阿倍野区松崎町2丁目1番38号 リシエス松崎町301号 再生債務者 浅川 和哉</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月20日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月21日 富山地方裁判所魚津支部</p>

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書が失った届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第6条第2項により、事故発生の日以後無効とします。

令和7年6月3日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博A第3856号	平成18年5月24日	半田 孝淳	令和7年5月1日	
京博A第4083号	平成22年3月10日	半田 孝淳	令和7年5月1日	
京博B第2114号	平成18年2月6日	半田 孝淳	令和7年5月1日	
京博B第2126号	平成18年9月12日	半田 孝淳	令和7年5月1日	
京博B第2127号	平成18年9月12日	半田 孝淳	令和7年5月1日	

企業年金基金変更公告

船井電機企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第9条の規定により次のように公告する。

- 新事務所の所在地 大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番4号 KTビル3階
- 旧事務所の所在地 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
- 変更年月日 令和7年6月2日
令和7年6月3日 船井電機企業年金基金
理事長 水元 豊

役員就任並びに退任公告

当組合の役員の就任に関し、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第26条第10項の規定により公告する。

令和7年6月3日

東京都台東区秋葉原2番3号
農林漁業団体職員共済組合
理事長 樋口 直樹

1 就任した役員

役員の区分	氏 名	就 任 年 月 日
理 事	小笠原亜紀	令和7年4月28日
監 事	市村 和寿	令和7年5月8日

2 退任した役員

役員の区分	氏 名	退 任 年 月 日
理 事	八木 正展	令和7年4月27日
監 事	加藤 秀樹	令和7年5月7日

裁決の公告

東京弁護士会が令和6年7月17日に告知した同会所属弁護士飯田絵里子（職務上の氏名松野絵里子）会員（登録番号27308）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和7年5月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は令和7年5月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

令和7年5月16日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年6月3日 熊本県教育委員会

1 失効した免許状

氏名 古閑 真弓 本籍地 熊本県
生年月日 昭和50年9月5日

免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

(1) 中学校教諭一種免許状（家庭）

平10中一第0437号

平成11年3月25日 鹿児島県教育委員会

(2) 高等学校教諭一種免許状（家庭）

平10高一第0530号

平成11年3月25日 鹿児島県教育委員会

(3) 養護学校教諭一種免許状

平10養校一第0044号

平成11年3月25日 鹿児島県教育委員会

2 失効年月日 令和7年3月31日

3 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第3号

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、30~60歳代程度の女性、身長152~160cmくらい、下半身のみ、黒色レギンス（韓国製）、黒色ショーツ（中国製）着用上記の者は、令和7年3月14日（金曜日）午前6時55分頃、京都府舞鶴市字長浜723番地1 北方約35mの海中に発見されました。

遺体は舞鶴市斎場にて火葬に付しております。
心当たりのある方は、当市福祉部福祉援護課まで申し出てください。

令和7年6月3日

京都府 舞鶴市長 鴨田 秋津

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和7年5月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和7年6月3日

北海道紋別郡艶町字艶町六番地の115

株式会社 横内漁業

代表清算人 横内 武久

解散公告

当社は、令和7年4月30日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和7年6月3日

札幌市西区宮の沢11条11丁目1-10番115-1
M R S C 合同会社

清算人 中江 寛

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和7年6月3日

仙台市若林区連坊小路五番地

有限会社 安藤建設

清算人 安藤 正

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和7年4月30日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和7年6月3日

仙台市青葉区中央四丁目二番四-1-10号

有限会社 ケーワンフアイブ

清算人 香坂まり子

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和7年6月3日

山形県南陽市漆山1-1四五番地

有限会社 中野商店

清算人 中野 孝一

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

栃木県芳賀郡益子町大字益子四一六番地

有限会社大関工務店
清算人 大関 則夫

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

埼玉県狭山市入間川一丁目一四番二号

特定非営利活動法人彩の国GIS研究所
清算人 岸 雅宏

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

埼玉県草加市松江三丁目一五番六二号

合同会社りてん
代表清算人 高橋 利典

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

千葉市若葉区小倉台一丁目一四番一〇号

有限会社サイクルセンター小倉
清算人 森川 勝

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都中央区銀座一丁目二三番一号銀座
大竹ビジデンス二F トレモンド合同会社
清算人 日下部貴之

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内 合同会社豊井沢若草
清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

埼玉県草加市松江三丁目一五番六二号

合同会社りてん
代表清算人 高橋 利典

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都小金井市中町二丁目一五番三四号

有限会社ウイツシュ
清算人 長島 茂雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都国分寺市南町一丁目一一番二三号
有限会社志水
清算人 太田 薫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都港区三田五丁目二番一八一〇一号
有限会社マサオ
清算人 齋須 政雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都足立区鹿浜八丁目四番七号シャトレ
エレガン四〇一 M&R. W. 株式会社
代表清算人 石井 昌彦

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都練馬区大泉町二丁目三〇番七号

株式会社福祉スタッフときめき工房
代表清算人 山田るり子

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都中央区銀座六丁目一三番九号biz
c ub e
特定非営利活動法人植物の恵み47
清算人 河内美都子

解散公告

当社は令和七年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都中央区銀座六丁目一三番九号biz
c ub e
特定非営利活動法人植物の恵み47
清算人 河内美都子

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都港区北青山一丁目三番一号アール
キュープ青山三階 株式会社LET
代表清算人 寺嶋 直紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
テルモホール株式会社
代表清算人 押山 広明

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

神奈川県相模原市緑区又野一五三番地
五一二〇五 有限公司やまみ測量

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

神奈川県川崎市川崎区出来野一二番一八号
有限公司高橋信雄電機商会

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

石川県野々市市上林一丁目六七街区一番
有限公司デイーディーエル

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

京都市南区吉祥院嶋野間詰町三

有限公司ルート・アップ

清算人 昌山 富雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

京都市西京区櫻原井戸一八番地一

株式会社中村撫糸
代表清算人 中村 光男

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

大阪市中央区備後町三一六一一大雅ビル一
○F 株式会社t e c h v e i n

解散公告

当社は、令和七年二月十日總社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

大阪市東淀川区下新庄三丁目四番二七一八
○六号 合同会社K M K

解散公告

当社は、令和七年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

大阪市北区野崎町六番七号大阪北野ビル一
○階 一般社団法人全国学校アルバム協会

解散公告

当法人は、令和七年五月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

大阪市北区野崎町六番七号大阪北野ビル一
○階 一般社団法人全国学校アルバム協会
代表清算人 原谷 真博

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

神戸市長田区長者町一七番二三号
株式会社進星

解散公告

当社は、令和七年二月十日總社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
日本ビッグ国際ビル一八階弁護士

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四十七条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

兵庫県神戸市西区櫛谷町長谷八四番地の一
一三 株式会社高倉工務店

解散公告

当社は、令和七年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

兵庫県西宮市高塚町七番二〇一三二五号
有限公司ウイングス
清算人 加藤 孝明

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

兵庫県宝塚市堺布東の町一五番二六号
有限公司船間建設

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

兵庫県宝塚市堺布東の町一五番二六号
有限公司船間建設
清算人 船間 富弘

解散公告

当社は、令和七年二月十日總社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

兵庫県西宮市丸橋町八番五二一一〇号
合同会社F Jコネクト
清算人 藤井 典和

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

兵庫県岡山市北区野田三丁目一番七号
株式会社大原実業

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月三日

岡山県岡山市北区野田三丁目一番七号
株式会社大原実業
代表清算人 青木 修平

解散公告

当社は、令和7年4月30日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

広島県安芸郡坂町横浜中央三丁目一〇番二
九号 合同会社ミームアセット 清算人 水野雄一郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

山口県宇部市大字小野四四三七番地 一般社団法人山口竹バイオマス協会 代表清算人 飯森 浩一

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

山口県下関市丸山町三丁目二番五号 株式会社油政商店 代表清算人 山根 享海

解散公告

当社は、令和7年4月29日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

愛媛県伊予市大平甲一二九五番地二 有限公司シノザキ商会 清算人 篠崎 弘次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

高知市帯屋町一丁目一二番一一二号 株式会社開コープレーション 代表清算人 中平 加代 清算人 池田 勉

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

北九州市八幡西区友田二丁目六番一三号 有限会社山田商店 清算人 永瀬 博章

解散公告

当社は、令和7年5月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

福岡県北九州市小倉北区上到津三丁目八番一九一一一〇三号 株式会社寿限無企画 代表清算人 原田 康 清算人 永瀬 博章

解散公告

当社は、令和7年5月22日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

福岡県北九州市門司区烟二三四一一番地一 勝山建設工業株式会社 代表清算人 廣兼 新一 清算人 伊津野輪子

解散公告

当法人は、令和7年5月11日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷一三番地 一般社団法人イケベンフォトミユージアム 代表清算人 池田 勉 清算人 佐藤 英夫

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

長崎県五島市岐宿町中嶺二七〇番地 株式会社七嶺農園 代表清算人 魚見 久一 清算人 永瀬 博章

解散公告

当法人は、令和7年4月27日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

長崎県佐世保市須田尾町三七七番地一三 特定非営利活動法人葵会 清算人 森下 陽子 清算人 永瀬 博章

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

熊本県熊本市西区田崎町四八四番地 有限公司ジャステイス 清算人 伊津野輪子

解散公告

当法人は、令和7年3月28日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

大分県大分市大津町一丁目二一〇番二〇号 特定非営利活動法人あしがる 代表清算人 佐藤 英夫 清算人 佐藤 英夫

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

大分県別府市大字南立石二〇三五番地の一 一 株式会社佐藤断熱 代表清算人 佐藤千恵子 清算人 佐藤千恵子

解散公告

当法人は、令和7年5月20日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

宮崎県都城市北町五〇二三番地一 有限会社アイ・ディ・ライン 代表清算人 佐藤千恵子 清算人 佐藤千恵子

解散公告

当社は、令和7年5月20日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年6月3日

宮崎市神宮東一丁目六番二二号 有限公司吉國美津子 清算人 吉國美津子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市国府町池尻二三一番地、最後の住所徳島県小松島市神田瀬町一一番三一号

被相続人 亡 稲山 文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月三日

徳島県徳島市昭和町一丁目一 德島ビル四階 相続財産清算人 弁護士 尾上 一喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市上県町櫻滝七二八番地、最後の住所長崎県対馬市上県町櫻滝七二八番地

第二被相続人 亡 村瀬 充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月三日

長崎県対馬市厳原町今屋敷七七八番地NT T 巖原ビル一階対馬ひまわり基金法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤田 大輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡德之島町花徳二八九三番地、最後の住所鹿児島県大島郡德之島町花徳二八九二番地

被相続人 亡 直島 武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月三日
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬大字根瀬部七一九番地、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬大字根瀬部八五七番地

被相続人 亡 米田 正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月三日
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡徳之島町諸田一四一七番地

相続財産清算人 司法書士 柏村 考兵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月三日
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬大字根瀬部七一九番地、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬大字根瀬部八五七番地

被相続人 亡 米田 正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右期間内にお申し出をして下さい。

令和七年六月三日

鹿児島県大島郡徳之島町諸田一四一七番地

相続財産清算人 司法書士 柏村 考兵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡名護市字名護三一九番地

最後の住所 不明 被相続人 亡 岸本 儀市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月三日

沖縄県宜野湾市宇地泊二丁目一番三一七〇

二号L i n k 58

不在者 賴野 一海

相続財産清算人 増田 正幸

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 磯野 一海

住所 兵庫県尼崎市西難波町三丁目二三番三号

三 供託番号 令和七年度金第九十二号

四 供託金額 一二二万六三四二円

五 裁判所 熊本家庭裁判所八代支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第三三三号

八 在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 得丸 昌徳

住所 大分市德島二丁目四番一一号

三 供託番号 令和七年度金第五十九号

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 得丸 昌徳

住所 大分市德島二丁目四番一一号

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 得丸 昌徳

住所 大分市德島二丁目四番一一号

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 得丸 昌徳

住所 大分市德島二丁目四番一一号

不在者財産管理人による供託公告

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

大分県大分市六坊北町五番二六号

無縁墳墓等改葬公告

不在者財産管理人 岩井 將

適正な靈園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死

亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁

仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,177,276	負債	2,949,666
固定資産	3,879,059	負担金	13,023
		借入金	3,462,282
		当期償却金	△1,355,613
		金利	100,000
		利息	300,000
		償還料	150,000
		手数料	△1,755,613
		其他の利益	△1,755,613
		利息の純損失	(375,750)
資 产 合 计	5,056,335	負 債・純資 产 合 计	5,056,335

第18期決算公告

令和7年6月3日

香川県高松市亀井町4番地2

株式会社生駒経営

代表取締役 三好 啓之

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 115,663 固定資産 20,806 合計 136,469
負純 資 産 及 の び部	流动負債 46,504 株主資本金 89,964 資本利益 30,000 利益剰余金 59,964 その他利益剰余金(うち当期純利益) 59,964 合計 136,469

第38期決算公告

令和7年6月3日

岡山県高梁市落合町阿部1700番地

備中開発株式会社

代表取締役 國長 謙司

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 43,151 固定資産 253,164 合計 296,316
負純 資 産 及 の び部	流动負債 416,194 引当金 7,600 退職給付引当金 7,600 株主資本金 △127,478 資本利益 10,000 剰余金 △137,478 その他利益剰余金(うち当期純損失) △137,478 合計 296,316

第29期決算公告

令和7年5月27日

愛知県半田市州の崎町2番地134

株式会社オートサービス大興

代表取締役社長 林 則文

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 1,579,343 固定資産 236,922 合計 1,816,265
負純 資 産 及 の び部	流动負債 323,493 引当金 78,683 退職給付引当金 1,414,088 株主資本金 30,000 資本利益 1,384,088 剰余金 7,500 利益準備金 1,376,588 その他利益剰余金(うち当期純利益) (89,389) 合計 1,816,265

第8期決算公告

令和7年6月3日

香川県高松市亀井町4番地2

株式会社生駒保険サービスシステム

代表取締役 三好 啓之

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 16,419 合計 16,419
負純 資 産 及 の び部	流动負債 471 株主資本金 15,947 利益剰余金 1,000 その他利益剰余金(うち当期純利益) 14,947 合計 16,419

第11期決算公告

令和7年6月3日

香川県高松市亀井町4番地2

岡内第2ビル5階

株式会社生駒事業再生プロジェクト

代表取締役 三好 啓之

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 28,465 合計 28,465
負純 資 産 及 の び部	流动負債 1,376 株主資本金 27,088 利益剰余金 1,000 その他利益剰余金(うち当期純利益) 26,088 合計 28,465

第12期決算公告

令和7年6月3日

香川県高松市亀井町4番地2

株式会社生駒相続・事業承継研究所

代表取締役 三好 啓之

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 13,224 合計 13,224
負純 資 産 及 の び部	流动負債 119 株主資本金 13,104 利益剰余金 1,000 その他利益剰余金 12,104 (うち当期純利益) 12,104 合計 13,224

第69期決算公告

2025年6月3日

東京都千代田区神田3-12-8

鉱工業株式会社

代表取締役 金田 誠

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 1,252,545 固定資産 54,845 合計 1,307,391
負純 資 産 及 の び部	流动負債 744,317 (内賞与引当金) (7,800) 固定負債 8,049 退職給付引当金 8,049 株主資本金 555,023 利益剰余金 10,000 利益準備金 545,023 その他利益剰余金(内当期純利益) 2,500 合計 1,307,391

第24期決算公告

2025年6月3日

栃木県那須塩原市豊浦12番地

株式会社スタッフ

代表取締役 池田 茂人

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 333,281 固定資産 257,697 合計 590,979
負純 資 産 及 の び部	流动負債 246,719 (内賞与引当金) (8,618) 固定負債 27,000 (内退職給付引当金) (22,000) 株主資本金 317,259 利益剰余金 50,000 利益準備金 267,259 その他利益剰余金(内当期純利益) (17,756) 合計 590,979

第57期決算公告

2025年6月3日

富山県砺波市高波614番地

富山住機株式会社

代表取締役 藤井 良晃

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 1,123,811 固定資産 771,692 合計 1,895,503
負純 資 産 及 の び部	流动負債 827,436 (内賞与引当金) (63,624) 固定負債 53,312 退職給付引当金 53,312 株主資本金 1,014,755 利益剰余金 80,000 利益準備金 934,755 その他利益剰余金 20,000 (内当期純利益) 914,755 合計 1,895,503

第33期決算公告

2025年6月3日

三重県伊賀市西明寺2782-23

株式会社ダイウッド

代表取締役 山村 文明

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 467,473 固定資産 1,754,434 合計 2,221,907
負純 資 産 及 の び部	流动負債 1,639,286 (内賞与引当金) (10,668) 固定負債 52,481 (内退職給付引当金) (40,926) 株主資本金 530,139 利益剰余金 50,000 利益準備金 480,139 その他利益剰余金 13,700 (内当期純利益) 466,439 合計 2,221,907

第27期決算公告

令和7年5月19日

長野県茅野市塚原二丁目11番25号

茅野市総合サービス株式会社

代表取締役社長 金子 好成

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流动資産 134,690,333 固定資産 6,034,314 合計 140,724,647
負純 資 産 及 の び部	流动負債 87,602,711 (うち賞与引当金) (20,599,470) 固定負債 0 株主資本金 53,121,936 利益剰余金 20,000,000 利益準備金 33,121,936 その他利益剰余金 33,121,936 (うち当期純利益) (9,396,411) 合計 140,724,647

決算公告

会社法第440条に基づく、いわゆる「決算公告」には、信頼性も高く、低廉な掲載料金を採用している「官報」をご利用ください。

掲載のお申込みは、全国の官報サービスセンター等で受け付けています。

(官報サービスセンター一覧) 

独立行政法人 国立印刷局

第38期決算公告		2025年6月3日
大阪府東大阪市長田中2丁目2番28号 三恵株式会社 代表取締役 上坂 佳史 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 856,299 固定資産 234,776 合 計 1,091,076	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 568,607 (内賞与引当金) (14,100) 固定負債 29,521 退職給付引当金 29,521 株主資本 492,946 資本利益 15,000 利益剰余金 477,946 利益準備金 3,750 その他利益剰余金 474,196 (内当期純利益) (78,596) 合 計 1,091,076	

第22期決算公告		2025年6月3日
大阪市北区中之島三丁目2番4号 株式会社スマイルアップ 代表取締役 竹中 克拓 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 352,425 固定資産 57,494 合 計 409,920	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 255,089 (内賞与引当金) (45,300) 固定負債 (内製品保証引当金) (1,300) 資本利益 7,800 株主資本 147,031 資本利益 40,000 利益剰余金 107,031 利益準備金 1,600 その他利益剰余金 105,431 (内当期純利益) (34,719) 合 計 409,920	

第9期決算公告		2025年6月3日
京都市下京区朱雀内畑町41番地 中央倉庫ワークス株式会社 代表取締役 前川 秀樹 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 292,193 固定資産 71,509 合 計 363,702	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 239,530 固定負債 48,417 株主資本 75,753 資本利益 20,000 本益剰余金 18,966 その他資本剰余金 18,966 利益剰余金 36,787 その他利益剰余金 36,787 (うち当期純損失) (51,864) 合 計 363,702	

第32期決算公告		2025年6月3日
鳥取県倉吉市和田776番地1 株式会社ダイフィット 代表取締役 山口 光生 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 2,354,493 固定資産 652,592 合 計 3,007,085	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 2,227,883 (内賞与引当金) (28,434) 固定負債 13,593 (内退職給付引当金) (5,227) 株主資本 765,608 資本利益 30,000 剰余金 735,608 利益準備金 7,500 その他利益剰余金 728,108 (内当期純利益) (84,243) 合 計 3,007,085	

第23期決算公告		2025年6月3日
兵庫県伊丹市東有岡五丁目125番地 株式会社インテリアシステムサポート 代表取締役社長 立花 敦司 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 73,313 固定資産 2,848 合 計 76,161	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 54,943 (うち賞与引当金) (7,914) 固定負債 21,218 株主資本 10,000 資本利益 11,218 剰余金 2,500 利益準備金 8,718 その他利益剰余金 (3,459) 合 計 76,161	

第30期決算公告		令和7年6月2日
大阪市北区中之島2丁目3番18号 株式会社カネカ・クリエイティブ・コンサルティング 代表取締役社長 中谷 智		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 317,296 固定資産 39,197 合 計 356,493	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 95,236 固定負債 18,346 株主資本 242,909 資本利益 20,000 剰余金 222,909 利益準備金 5,000 その他利益剰余金 217,909 (うち当期純利益) (9,297) 合 計 356,493	

第1期決算公告		2025年6月2日
福岡市博多区山王二丁目3番5号 一般社団法人臨牀と研究 代表理事 坂田成一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額	(単位:千円)
資の 産部	流動資産 8,135 合 計 8,135	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 3,540 負債合計 3,540 純資産合計 4,595 合 計 8,135	

第58期決算公告		2025年6月3日
岡山市南区郡3012番地 セトウチ化工株式会社 代表取締役 森山 博樹 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 2,486,069 固定資産 904,344 合 計 3,390,414	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 1,685,218 (内賞与引当金) (53,604) 固定負債 115,916 (内退職給付引当金) (79,328) 株主資本 1,589,278 資本利益 50,000 剰余金 1,539,278 利益準備金 12,500 その他利益剰余金 1,526,778 (内当期純利益) (109,786) 合 計 3,390,414	

第35期決算公告		2025年6月3日
岡山市南区海岸通二丁目5番8号 株式会社ダイタック 代表取締役 森本 信幸 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 715,994 固定資産 40,102 合 計 756,096	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 297,448 (内賞与引当金) (44,225) 固定負債 68,650 退職給付引当金 68,650 株主資本 389,998 資本利益 10,000 剰余金 379,998 利益準備金 2,500 その他利益剰余金 377,498 (内当期純利益) (18,279) 合 計 756,096	

第50期決算公告		令和7年6月3日
鹿児島市南栄三丁目12番地3 J.Aかごしま茶業株式会社 代表取締役社長 柚木 弘文 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 1,564,895 固定資産 630,216 合 計 2,195,111	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 967,236 固定負債 75,208 株主資本 1,152,667 資本剰余金 90,000 資本準備金 210,000 利益剰余金 852,667 利益準備金 75,000 その他利益剰余金 777,667 (うち当期純利益) (17,000) 合 計 2,195,111	

第24期決算公告		令和7年5月14日
鹿児島市下荒田四丁目21番20号 株式会社リテール・サポート 代表取締役 北野 正作 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 353,967 固定資産 264,947 合 計 618,914	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 155,263 固定負債 135,755 株主資本 327,895 資本剰余金 30,000 利益剰余金 297,895 利益準備金 7,500 その他利益剰余金 290,395 (うち当期純利益) (44,878) 合 計 618,914	

第70期決算公告		令和7年6月3日
熊本市中央区九品寺6丁目5番47号 株式会社松本コロタイプ光芸社 代表取締役 倉橋 真悟 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 710,447 固定資産 141,481 合 計 851,929	
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 286,212 固定負債 27,995 株主資本 537,721 資本剰余金 10,000 利益剰余金 527,721 利益準備金 2,500 その他利益剰余金 525,221 (うち当期純利益) (27,070) 合 計 851,929	

第77期決算公告 令和7年6月3日
群馬県高崎市問屋町3丁目5番地の1
株式会社鳥屋銅鐵店
代表取締役 鳥屋 隆
貸借対照表の要旨(令和7年3月20日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	2,404
流動資産	1,545
固定資産	9
合 計	3,958
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,674
固定負債	19
株主資本	2,265
資本剰余金	30
利益剰余金	2,503
利益準備金	8
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,495
自己株式	(72)
合 計	△268
負債・純資産合計	3,958

第1期決算公告 2025年6月3日
福島県いわき市小名浜大原字芳際1番地
グリーンサイクルパワーいわき株式会社
代表取締役 小野田 浩
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	244,857
流動資産	825,490
固定資産	
合 計	1,070,347
負純 資産 及の び部	
流動負債	924,491
固定負債	74,197
株主資本	71,659
資本剰余金	90,000
利益剰余金	△18,340
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△18,340
合 計	1,070,347
負債・純資産合計	1,070,347

第25期決算公告 2025年6月2日
山形県酒田市十里塚166-3
エプソンスワン株式会社
代表取締役 石井 秀博
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	66,165
流動資産	6,585
固定資産	
合 計	72,750
負純 資産 及の び部	
流動負債	13,660
固定負債	3,728
株主資本	9,931
資本剰余金	59,090
利益剰余金	3,000
その他利益剰余金(うち当期純損失)	56,090
合 計	56,090
負債・純資産合計	(8)
合 計	72,750

第9期決算公告 令和7年6月3日
東京都品川区東品川二丁目2番24号
ダウ・シリコーン・ホールディング・ジャパン株式会社
代表取締役社長 斎藤 雅則
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	42
流動資産	22,176
固定資産	
合 計	22,219
負純 資産 及の び部	
流動負債	1
固定負債	22,218
株主資本	0
資本剰余金	18,693
資本準備金	0
その他資本剰余金	18,693
利益剰余金	3,524
その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,524
合 計	(3,508)
負債・純資産合計	22,219

第3期決算公告 2025年6月3日
千葉県市原市村上1433番地3
市原バイオサイクル株式会社
代表取締役 神田 章二
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	196,829
流動資産	190
固定資産	
合 計	197,020
負純 資産 及の び部	
流動負債	116,832
固定負債	80,187
株主資本	65,000
資本剰余金	15,187
利益剰余金	15,187
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(8,934)
合 計	197,020
負債・純資産合計	197,020

第58期決算公告 2025年6月3日
埼玉県川口市戸塚南2-1-40
株式会社テラヤマ
代表取締役社長 寺山 樹生
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	548
流動資産	724
固定資産	
合 計	1,273
負純 資産 及の び部	
流動負債	998
固定負債	(賞与引当金) (7)
株主資本	257
資本剰余金	80
利益剰余金	177
利益準備金	2
その他利益剰余金(うち当期純損失)	174
合 計	(12)
負債・純資産合計	1,273

第31期決算公告 2025年6月3日
東京都港区港南一丁目2番70号
レンゴー・リバウッド・パッケージング株式会社
代表取締役 井上貞士
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	6,761
流動資産	883
固定資産	
合 計	7,644
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,154
固定負債	554
株主資本	935
資本剰余金	310
利益剰余金	625
利益準備金	77
その他資本剰余金(うち当期純利益)	548
合 計	(187)
負債・純資産合計	7,644

第26期決算公告 2025年5月16日
東京都府中市紅葉丘一丁目12番地の6
株式会社ヒューマン・グリーンサービス
代表取締役社長 長野 浩
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	24,239
流動資産	7,454
固定資産	
合 計	31,693
負純 資産 及の び部	
流動負債	12,484
固定負債	12,484
株主資本	19,209
資本剰余金	20,000
利益剰余金	△790
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△790
合 計	19,209
純資産合計	31,693
負債・純資産合計	31,693

第17期決算公告 令和7年6月3日
東京都品川区東品川二丁目2番24号
サイトサービスジャパン株式会社
代表取締役社長 新井 武志
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	752
流動資産	14
固定資産	
合 計	766
負純 資産 及の び部	
流動負債	126
固定負債	23
株主資本	103
資本剰余金	5
利益剰余金	5
退職引当金	634
その他利益剰余金(うち当期純利益)	10
合 計	624
負債・純資産合計	624
合 計	(7)
負債・純資産合計	766

第9期決算公告 令和7年6月3日
東京都港区北青山二丁目5番8号
トリーパーチ・ジャパン株式会社
代表取締役 エドウアール・マリー・ロッシュ
貸借対照表の要旨(令和5年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	4,213,305
流動資産	3,979,310
固定資産	
合 計	8,192,615
負純 資産 及の び部	
流動負債	5,707,677
固定負債	123,637
株主資本	40,204
資本剰余金	236,777
利益剰余金	2,248,161
利益準備金	100,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,148,161
合 計	2,148,161
負債・純資産合計	8,192,615

第26期決算公告 2025年6月3日
東京都港区東新橋二丁目11番3号
第2小川ビル
株式会社プロス
代表取締役社長 細谷 勉
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	203
流動資産	4
合 計	208
負純 資産 及の び部	
流動負債	33
固定負債	(4)
株主資本	174
資本剰余金	10
利益剰余金	164
利益準備金	2
その他利益剰余金(うち当期純利益)	162
合 計	(33)
負債・純資産合計	208

第2期決算公告 令和7年6月3日
東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO天秤AI株式会社
代表取締役 山城 博規
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額
資の 産部	25,876
流動資産	
合 計	25,876
負純 資産 及の び部	
流動負債	118,950
固定負債	△93,073
株主資本	1,000
資本剰余金	△94,073
利益剰余金	△94,073
その他利益剰余金(うち当期純損失)	(91,076)
合 計	25,876
負債・純資産合計	25,876

第56期決算公告 令和7年6月3日
東京都千代田区神田須田町一丁目26番5
日新ビジテック株式会社
代表取締役 福田 俊明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	364,875
流動資産	12,475
固定資産	45,794
合 計	423,144
負純資産及のび部	294,030
流動負債	5,138
固定負債	123,975
資本	30,000
利益	93,975
(利益準備金)	(5,480)
その他利益	(88,495)
合 計	423,144
(注) 当期純利益	9,741千円

第17期決算公告 令和7年6月3日
東京都港区西新橋三丁目8番1号
株式会社サニーフーズ
代表取締役社長 林 隆治
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	444,401
流動資産	325,783
固定資産	770,184
合 計	770,184
負純資産及のび部	721,146
流動負債	13,402
固定負債	35,636
資本	85,000
資本	66,375
資本	66,375
利益	△115,739
(その他利益)	△115,739
その他利益	(156,476)
合 計	770,184

第14期決算公告 令和7年6月3日
東京都港区海岸一丁目7番1号
汐留エステート株式会社
代表取締役 三村 一平
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	199,539
流動資産	199,539
合 計	199,539
負純資産及のび部	70
流動負債	199,469
固定負債	500
資本	500
資本	500
利益	198,469
(その他利益)	198,469
その他利益	(521)
合 計	199,539

第50期決算公告 令和7年6月3日
東京都港区東新橋1丁目7番3号
TOPPANエッジITソリューション株式会社
代表取締役社長 横山 健
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	5,807,776
流動資産	949,315
固定資産	6,757,091
合 計	6,757,091
負純資産及のび部	3,160,854
流動負債	484,653
固定負債	3,111,584
資本	100,000
利益	3,011,584
利益	25,000
その他利益	2,986,584
(うち当期純利益)	(2,371,489)
合計	6,757,091
負債・純資産合計	6,757,091

第5期決算公告 令和7年4月30日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウンタワー18階
Coupa株式会社
代表取締役 反町浩一郎
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	2,262,586
流動資産	6,704
固定資産	2,269,290
合 計	2,269,290
負純資産及のび部	1,676,120
流動負債	593,170
固定負債	70,000
資本	500,000
資本	500,000
利益	23,170
利益	23,170
その他利益	(738,348)
合 計	2,269,290

第38期決算公告 令和7年6月3日
東京都新宿区新宿六丁目27番56号
株式会社エムエム総研
代表取締役 萩原 張広
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	877,782
流動資産	85,676
固定資産	963,459
合 計	963,459
負純資産及のび部	529,699
流動負債	(31,201)
固定負債	30,000
資本	403,759
資本	100,000
利益	17,379
利益	286,379
利益	6,051
その他利益	280,328
(うち当期純利益)	(64,921)
合計	963,459
負債・純資産合計	963,459

第80期決算公告 令和7年6月3日
香川県高松市田村町948番地
株式会社幸耀
代表取締役社長 青木 勝彦
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	10,169,000	流動負債	9,145,769
固定資産	1,617,162	固定負債	20,541
合 計	11,786,162	株主資本	2,619,853
		資本	72,000
		資本	835,997
		資本	604,414
		資本	231,583
		利益	1,711,855
		利益	10,500
		その他利益	1,701,355
		(うち当期純利益)	(256,208)
		評価・換算差額等	0
資産合計	11,786,162	負債・純資産合計	11,786,162

第36期決算公告 令和7年6月2日
静岡県浜松市浜名区永島521番地
株式会社アルテックス
代表取締役 松原 勝己
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	流動負債 (賞与引当金)
固定資産	固定負債 (退職給付引当金)
合計	負債合計 2,667,697
株主資本	株主資本 2,667,697
資本	200,000
利益	1,438,782
利益	50,000
その他利益	1,388,782
(うち当期純利益)	(220,702)
純資産合計	純資産合計 1,638,782
合計	合計 4,306,480
負債・純資産合計	負債・純資産合計 4,306,480

第32期決算公告 令和7年6月3日
北海道札幌市北区新川4条4丁目1番40号
北海道管材株式会社
代表取締役社長 村上 政明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	3,516	流動負債	2,099
固定資産	456	賞与引当金	8
合計	3,972	その他の負債	2,091
		固定負債	47
		株主資本	1,825
		資本	30
		資本	20
		利益	20
		利益	2,087
		利益	7
		自己株式	2,079
		(うち当期純利益)	(203)
資産合計	3,972	△	312
負債・純資産合計	3,972		

第2期決算公告 令和7年6月3日
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号A I Mビル6階
株式会社トリオル
代表取締役 石田 秀一
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	431,399	流動負債	50,062
固定資産	32,915	固定負債	61,883
総資産	1,702	株主資本	102,041
合計		資本	100,000
		資本	273,038
		資本	185,019
		利益	△270,997
		利益	△270,997
		その他資本	(212,325)
		新株予約権	252,029
資産合計	466,016	負債・純資産合計	466,016

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百四十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百八万三千七百二十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第30期決算公告 2025年6月2日
長野県諏訪市大和三丁目3番5号
エプソンミズベ株式会社
代表取締役 上條 尚史

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	209,747
固定資産	30,651
合 計	240,398
負純 資産 及の び部	
流動負債 貰得引当金 その他の定資 主本資本 資益利 益利 益準備金 その他利益 利 益剩 余金 (うち当期純損失)	83,252 42,209 41,042 216 156,930 99,000 57,930 24,750 33,180 (23,606)
合 計	240,398

第4期決算公告 令和7年6月3日
大阪市北区芝田一丁目10番10号
株式会社 CHAINONエンターテインメント

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	134,158
固定資産	210,180
合 計	354,016
負純 資産 及の び部	
流動負債 定資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 (うち当期純損失)	123,180 280,376 △49,539 64,475 59,475 59,475 △173,489 △173,489 (117,633)
合 計	354,016

第56期決算公告 令和7年5月20日
北海道江別市幸町10番地7
株式会社江別振興公社
代表取締役 萬 直樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	120,058
固定資産	100
合 計	120,158
負純 資産 及の び部	
流動負債 株主資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 (うち当期純損失)	16,712 103,446 50,000 53,446 1,450 51,996 (5,329)
合 計	120,158

第67期決算公告 令和7年6月3日
大阪市中央区安堂寺町二丁目5番3号
大阪ホンダ自動車株式会社
代表取締役 緋口真規子

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	17,588
固定資産	80,064
合 計	97,652
負純 資産 及の び部	
流動負債 定資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 (うち当期純損失)	177,049 0 △79,396 20,000 △99,396 2,200 △101,596 (11,220)
合 計	97,652

第89期決算公告 令和7年5月19日
栃木県宇都宮市陽南1丁目1番17号
栃木スバル自動車株式会社
代表取締役社長 小平 和正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,447,747
固定資産	5,183,370
合 計	6,631,117
負純 資産 及の び部	
流動負債 定資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 (うち当期純利益)	2,648,537 817,436 3,165,144 50,000 3,115,144 12,500 3,102,644 (194,218)
合 計	6,631,117

第9期決算公告 令和7年6月3日
東京都渋谷区恵比寿南3-1-19
恵比寿ライビル5階
株式会社FOR YOU

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	189,930
固定資産	21,806
合 計	211,737
負純 資産 及の び部	
流動負債 定資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 新株予約権 負債・純資産合計	194,018 124,506 △172,286 46,331 38,231 38,231 △256,849 △256,849 (73,892) 65,500
合 計	211,737

第40期決算公告 令和7年6月3日
大阪府堺市堺区新町5番28号
富士株式会社
代表取締役 中村 大作

貸借対照表の要旨(令和6年7月20日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	106,486
固定資産	43,875
合 計	150,361
負純 資産 及の び部	
流動負債 定資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 (うち当期純利益)	18,727 131,633 10,000 121,633 121,633 (3,007)
合 計	150,361

第30期決算公告 令和7年6月3日
大阪府堺市堺区新町5番28号
株式会社パイモア
代表取締役 中村 大作

貸借対照表の要旨(令和6年7月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,333,164
固定資産	1,322,752
合 計	2,655,916
負純 資産 及の び部	
流動負債 定資本 資本剩 余金 利 益利 益準備金 その他利 益利 益剩 余金 (うち当期純利益)	514,140 615,750 1,526,026 50,000 1,476,026 9,730 1,466,296 (3,742)
合 計	2,655,916

